

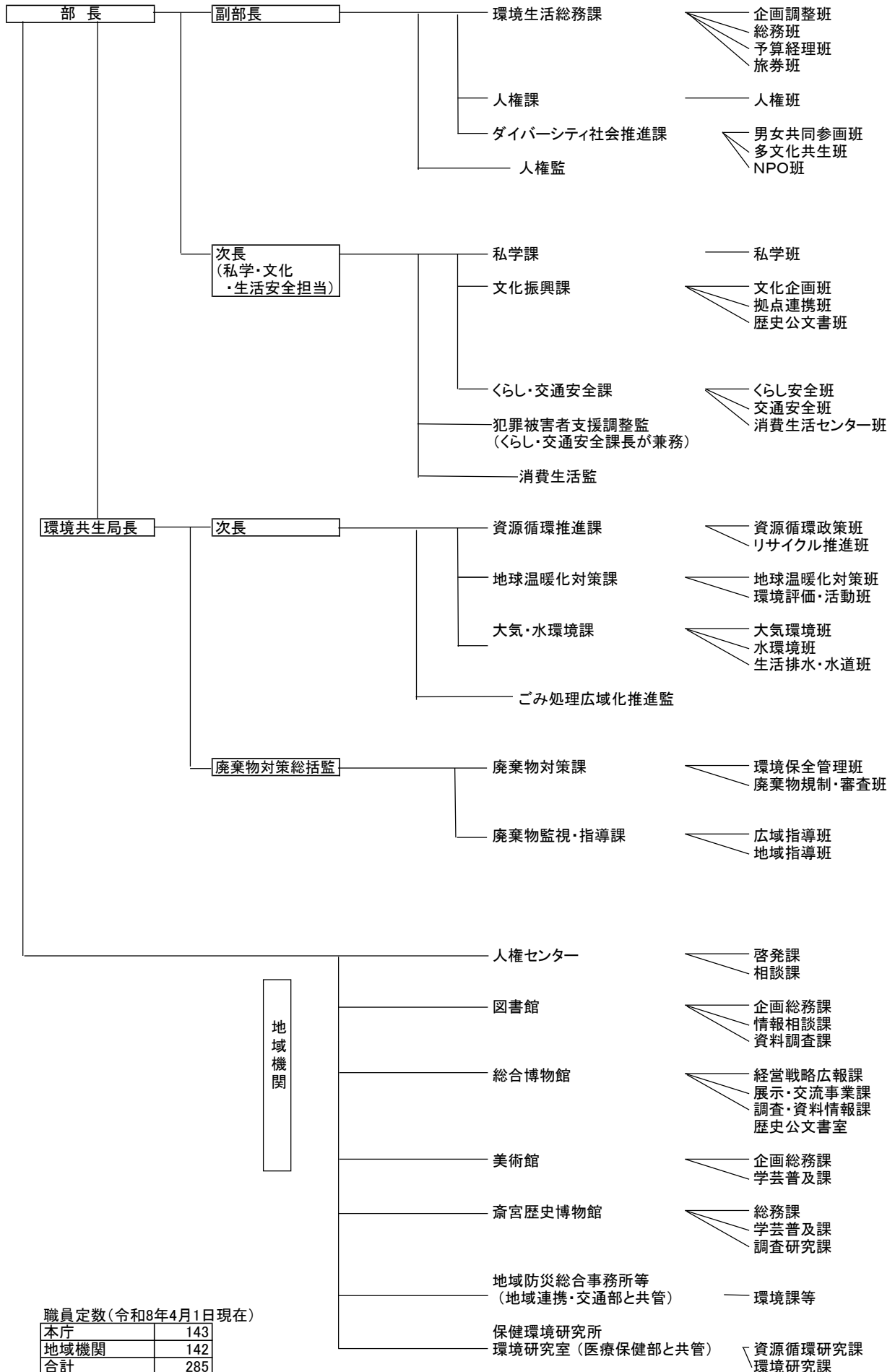
# 令和8年度 環境生活農林水産常任委員会 説明資料 (所管事項説明)

I	令和8年度 環境生活部の組織について	1
II	令和8年度 当初予算(環境生活部関係)の概要について	4
III	主要施策	
1	私学教育の振興について	15
2	文化・生涯学習の振興について	17
3	人権施策の総合的な推進について	20
4	誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会の推進について	26
5	多文化共生社会づくりの推進について	32
6	NPO活動の推進について	36
7	安全で安心なまちづくりの推進について	38
8	性暴力の根絶及び犯罪被害者等支援について	42
9	交通安全対策の推進について	47
10	消費生活の安全確保について	49
11	三重県環境基本計画に基づく環境施策の推進について	53
12	脱炭素社会の実現について	56
13	生活環境の保全について	60
14	循環型社会の構築について	66
15	産業廃棄物の適正処理の推進について	68
16	産業廃棄物の監視・指導状況について	70

別冊 事務事業概要

令和8年5月26日  
環境生活部

I 令和8年度 環境生活部の組織について



## みえ元気プラン 政策体系一覧

網掛け：環境生活部が主担当部局の施策

## 政策体系一覧

四本の柱	政策	施策		
Ⅰ 安全・安心の確保	1 防災・減災、県土の強靱化	1-1	災害対応力の充実・強化	
		1-2	地域防災力の向上	
		1-3	災害に強い県土づくり	
	2 医療・介護・健康	2-1	2-1	地域医療提供体制の確保
			2-2	感染症対策の推進
			2-3	介護の基盤整備と人材確保
			2-4	健康づくりの推進
	3 暮らしの安全	3-1	3-1	犯罪に強いまちづくり
			3-2	交通安全対策の推進
			3-3	消費生活の安全確保
			3-4	食の安全・安心と暮らしの衛生の確保
	4 環境	4-1	4-1	脱炭素社会の実現
			4-2	循環型社会の構築
			4-3	自然環境の保全と活用
			4-4	生活環境の保全
	Ⅱ 活力ある産業・地域づくり	5 観光・魅力発信	5-1	持続可能な観光地づくり
5-2			戦略的な観光誘客	
5-3			三重の魅力発信	
6 農林水産業		6-1	6-1	農業の振興
			6-2	林業の振興と森林づくり
			6-3	水産業の振興
			6-4	農山漁村の振興
7 産業振興		7-1	7-1	中小企業・小規模企業の振興
			7-2	ものづくり産業の振興
			7-3	企業誘致の推進と県内再投資の促進
			7-4	国際展開の推進
8 人材の育成・確保		8-1	8-1	若者の就労支援・県内定着促進
			8-2	多様で柔軟な働き方の推進
9 地域づくり		9-1	9-1	市町との連携による地域活性化
			9-2	移住の促進
			9-3	南部地域の活性化
			9-4	東紀州地域の活性化
10 デジタル社会の推進		10-1	10-1	社会におけるDXの推進
			10-2	行政サービスのDX推進
11 交通・暮らしの基盤		11-1	11-1	道路・港湾整備の推進
	11-2		公共交通の確保・充実	
	11-3		安全で快適な住まいまちづくり	
	11-4		水の安定供給と土地の適正な利用	

四本の柱	政策	施策	
Ⅲ の共 実生 現社 会	12 人権・ダイバーシティ	12-1	人権が尊重される社会づくり
		12-2	ダイバーシティと女性活躍の推進
		12-3	多文化共生の推進
	13 福祉	13-1	地域福祉の推進
		13-2	障がい者福祉の推進
	Ⅳ 未 来 を 拓 く ひ と づ く り	14 教育	14-1
14-2			未来を創造し社会の担い手となる力の育成
14-3			特別支援教育の推進
14-4			いじめや暴力のない学びの場づくり
14-5			誰もが安心して学べる教育の推進
14-6			学びを支える教育環境の整備
15 子ども		15-1	子どもが豊かに育つ環境づくり
		15-2	幼児教育・保育の充実
		15-3	児童虐待の防止と社会的養育の推進
		15-4	結婚・妊娠・出産の支援
16 文化・スポーツ		16-1	文化と生涯学習の振興
		16-2	競技スポーツの推進
		16-3	地域スポーツと障がい者スポーツの推進

## 行政運営

1	総合計画の推進
2	県民の皆さんから信頼される県行政の推進
3	持続可能な財政運営の推進
4	適正な会計事務の確保
5	広聴広報の充実
6	県庁DXの推進
7	公共事業推進の支援

## Ⅱ 令和8年度 当初予算（環境生活部関係）の概要について

### 1 予算調製にあたっての基本的な考え方

環境生活部では、次の5つの方針を柱として当初予算調製を行いました。

- 性暴力の根絶をめざす施策を推進するとともに、県民の皆さんとの連携による交通事故の防止、消費生活の安全確保、地域防犯力の向上、犯罪被害者等支援の推進等に取り組み、くらしの安全・安心の実感を高めます。
- 県民一人ひとりが互いの人権を尊重するとともに、性別や国籍等にかかわらず、誰もが希望を持って挑戦、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現をめざして取り組みます。
- 県民一人ひとりが自主性と創造性を発揮し、郷土への誇りと愛着を育みながら、生きがいと心の豊かさを実感できるよう、文化にふれ親しむ環境やさまざまな学習機会の充実を図ります。
- 私立学校における個性豊かで多様な教育の充実や生徒が安心して学べる環境づくりを支援するとともに、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。
- 地球温暖化対策（緩和と適応）、大気・水環境の保全、廃棄物処理における安全・安心を前提とした循環経済への移行を通じて、環境への負荷が少ない持続可能な社会をめざします。

これらの方針をふまえ、令和8年度当初予算においては、以下の7項目について重点的に取り組みます。

#### （1）誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり

性暴力が根絶された三重をめざすため、「三重県性暴力の根絶をめざす条例」に基づく推進計画の策定及び県民の気運醸成の取組を進めるとともに、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を通じた相談・支援を充実させます。また、県民の皆さんとの連携により、交通事故の防止や飲酒運転の根絶、消費生活の安全確保、災害ボランティア受入体制の強化等に取り組み、くらしの安全・安心を実現します。

#### （2）人権が尊重され、誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会づくり

人権が尊重される社会を実現するため、さまざまな主体と連携した人権啓発を推進するとともに、部落差別解消条例（仮称）制定検討や人権問題に関する県民意識調査等を実施します。

ジェンダーギャップの背景にあるアンコンシャス・バイアスを解消し、誰もが家庭でも仕事でも活躍できる環境づくりを進めます。また、日本人住民と外国人住民が共に安全、安心に暮らすことができる社会を実現するため、外国人住民が日本語を学べる環境の整備や相談体制の充実等に取り組みます。

**(3) 文化と生涯学習の振興**

「三重県文化振興計画」に基づき、着実に施策を推進するとともに、次期計画を策定します。県立文化施設では、子どもたちが文化芸術にふれ親しむ機会の充実を図るとともに、三重県誕生 150 周年を好機と捉え、子どもから大人まで楽しめる企画展等を開催します。また、史跡斎宮跡の実態解明と魅力発信を進めます。

**(4) 私立学校の教育環境の充実**

家庭の経済状況にかかわらず、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備するため、令和 8 年度から実施予定の「いわゆる高校無償化」に対応するとともに、児童生徒がより安全・安心に学べる環境づくりを進めるため、私立学校におけるいじめ防止対策や熱中症対策への支援を行います。

**(5) 2050 年ネット・ゼロの実現**

2050 年ネット・ゼロの実現をめざし、「みえデコ活」の推進、脱炭素経営に係る支援及びペロブスカイト太陽電池や P P A を活用した県有施設の脱炭素化等のさまざまな緩和の取組を進めるとともに、熱中症対策等の気候変動の適応に取り組みます。

また、三重県誕生 150 周年をふまえた啓発イベントの実施など環境教育・環境学習を推進するとともに、太陽光発電施設の設置が環境に配慮して行われるよう三重県環境影響評価条例の規模要件の見直しを進めます。

**(6) 持続可能な循環型社会の構築**

廃棄物処理における安全・安心を前提とし、持続可能な廃棄物処理体制を確保するため、引き続き、南海トラフ地震に備えた災害廃棄物処理体制の強化、人口減少など将来の社会情勢をふまえたごみ処理広域化・集約化の調査・検討に取り組みます。また、循環経済への移行により、プラスチック資源循環の高度化など地域課題の解決に資する循環資源の利用を促進します。

**(7) 「きれいで豊かな海」の実現と良好な生活環境の保全**

水質の「きれいさ」に加え、生物生産性や生物多様性にも配慮した「きれいで豊かな海」の実現をめざし、さまざまな主体と連携し、総合的な施策を推進するとともに、伊勢湾流域圏で連携し、海洋ごみの発生抑制に取り組みます。

また、良好な生活環境の保全を図るための取組を継続します。

# 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり

くらし・交通安全課：224-2664 (①②)、224-2410 (④⑤)、224-2400 (⑥)  
ダイバーシティ社会推進課：222-5981 (③)

性暴力が根絶された三重をめざすため、「三重県性暴力の根絶をめざす条例」に基づく推進計画の策定及び県民の気運醸成の取組を進めるとともに、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を通じた相談・支援を充実させます。また、県民の皆さんとの連携により、交通事故の防止や飲酒運転の根絶、消費生活の安全確保、災害ボランティア受入体制の強化等に取り組み、くらしの安全・安心を実現します。

## くらしの安全・安心

### ①(一部新) 性暴力が根絶された三重づくり推進事業【13,371千円】

- ・性暴力のない三重県の実現をめざし、イベントの開催、教職員向けハンドブックの作成、出前講座の実施
- ・「性暴力の根絶をめざす条例」に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、推進計画を策定



### ②(一部新) 性犯罪・性暴力被害者支援事業【37,397千円】

- ・「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の相談体制の強化を図るとともに、外国人向けの周知を実施
- ・医療機関における性暴力被害者に寄り添った支援を充実させるため、「性暴力対応看護師(SANE)」を育成



### ③(一部新) 災害ボランティア支援等事業【12,557千円】

- ・みえ災害ボランティア支援センター(MVSC)の実践力強化に向け、県内関係団体や全国域の災害中間支援組織と円滑に連携できるよう、図上訓練を実施
- ・市町の災害ボランティア受入体制の強化に向け、複数の市町での地域間連携を促すためのワークショップ等を開催

## 交通事故のない社会の実現

### ④(一部新) 交通安全運動推進事業【8,947千円】

- ・自転車や特定小型原動機付自転車の安全利用を促進するため、「三重県自転車安全利用条例(仮称)」の検討を進めるとともに、さまざまな手法により県民に幅広く広報啓発を実施

### ⑤(一部新) 飲酒運転0(ゼロ)をめざす推進運動事業【5,071千円】

- ・「第4次三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす基本計画」を策定し、飲酒運転の根絶に関する教育及び普及啓発を実施
- ・啓発動画の配信や飲酒運転禁止ステッカーの掲示などの広報啓発を実施



## 消費生活の安全確保

### ⑥相談対応強化費【50,260千円】

- ・県消費生活センターの消費生活相談員の資質向上を図ることで、相談に迅速かつ的確に対応
- ・SNSトラブルなど複雑・高度な専門相談に対応できる相談員の育成を図るとともに、市町相談体制の強化に向けた支援

# 人権が尊重され、誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会づくり

人権課：224-2278 (①②)  
ダイバーシティ社会推進課：224-2225 (③④)  
222-5974 (⑤⑥⑦)

人権が尊重される社会を実現するため、さまざまな主体と連携した人権啓発を推進するとともに、部落差別解消条例（仮称）制定検討や人権問題に関する県民意識調査等を実施します。

ジェンダーギャップの背景にあるアンコンシャス・バイアスを解消し、誰もが家庭でも仕事でも活躍できる環境づくりを進めます。また、日本人住民と外国人住民が共に安全、安心に暮らすことができる社会を実現するため、外国人住民が日本語を学べる環境の整備や相談体制の充実等に取り組みます。

## 人権が尊重される社会づくり

### ①(一部新)人権施策総合推進事業【9,578千円】

- ・「部落差別解消条例（仮称）」制定及び「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」改正の検討
- ・人権問題に関する三重県民意識調査の実施

### ②人権センター管理運営費【147,465千円】

- ・県人権センターの機能強化を図るため、常設展示室のリニューアルに向けた設計



## 男女共同参画の推進

### ③(一部新)ジェンダーギャップ解消！！

#### HAPPY☆CYCLE 事業【18,642千円】

- ・企業トップ・リーダー層を対象としたワークショップ、好事例の水平展開を実施
- ・働く女性向けにキャリアデザイン支援の階層別連続講座（Women's Career Lab）を開催
- ・性別にとらわれない多様な進路選択を促進するため、若年層と親世代を対象とした啓発を実施

### ④男女共同参画連絡調整事業【3,542千円】

- ・男女共同参画を一層推進するため、「第3次三重県男女共同参画基本計画」の改定及び実施計画の策定

## 多文化共生の推進

### ⑤(新)みえ地域日本語教育支援センター（仮称）の設置【49,074千円】

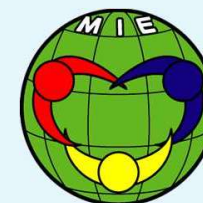
※外国人住民に対する情報や学習機会の提供事業の一部

- ・日本語学習に関する多様な相談への対応、情報提供や関連事業の総合窓口として「みえ地域日本語教育支援センター（仮称）」を設置
- ・日本語学習支援者の育成・マッチング、オンライン・オンデマンドによる日本語学習機会の提供



### ⑥(一部新)外国人住民の安全で安心な生活への支援事業【35,164千円】

- ・みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）において、社会保険労務士への専門相談を追加
- ・外国人コミュニティに県が発信する生活情報等を届けるなど、地域との橋渡し役を担う「外国人地域サポーター」登録制度を構築



多文化共生  
シンボルマーク

### ⑦多文化共生がもつ力の活用事業【10,081千円】

- ・多文化共生を計画的かつ総合的に推進するため、「第2次三重県多文化共生推進計画（仮称）」を策定

「三重県文化振興計画」に基づき、着実に施策を推進するとともに、次期計画を策定します。県立文化施設では、子どもたちが文化芸術にふれ親しむ機会の充実を図るとともに、三重県誕生150周年を好機と捉え、子どもから大人まで楽しめる企画展等を開催します。また、史跡齋宮跡の実態解明と魅力発信を進めます。

## 子どもたちが文化芸術にふれ親しむ機会の充実 ～ 県立文化施設の主な企画展等 ～

### ①(新)東紀州キッズ文化体験ツアー事業【4,675千円】 ※文化交流機能強化事業の一部

- 東紀州地域の児童生徒を対象に、美術館、総合博物館、齋宮歴史博物館等での体験コンテンツを組み込んだバスツアーを新たに実施



楽器体験

### ②(一部新)美術館展示等事業【85,349千円】

- SOMPO美術館等との巡回展『アルベール・マルケ展』において、子ども用鑑賞ガイド等を作成し、配付
- 三重県ゆかりの『榊莫山』、『増山雪斎』の展示やひきこもり当事者等と鑑賞プログラムの開発を実施



アルベール・マルケ《ル・アール、港湾》1906年、油彩・カンヴァス、  
アンドレ・マルロ美術館（ル・アール）© MuMa Le Havre Charles Maslard

### ③(一部新)総合博物館展示等事業【53,554千円】

- 『まつりを旅する』、『みんなののりもの』等、子どもから大人まで楽しめる企画展のほか、子どもたちが祭りにふれ親しめるイベントを開催



三重交通神都線の路面電車  
(中野本一コレクション)

### ④文化会館事業【101,541千円】

- 楽団音楽監督を務める佐渡裕さん指揮の新日本フィルハーモニー交響楽団公演や劇団唐組初の三重公演「鉛の兵隊」等を実施



佐渡裕さん

### ⑤生涯学習センター費【10,273千円】

- 大学院で民俗学を研究する歌手の相川七瀬さんを迎え、学び直すきっかけや研究内容の講演を実施
- 皇學館大学教授谷口裕信さんによる講演「三重県の誕生と府県のかたち」等を実施



相川七瀬さん

## 史跡齋宮跡の実態解明と魅力発信

### ⑥齋宮歴史博物館展示・普及事業【15,843千円】

- 『齋王のつとめ』、『王朝文学と齋王』、『大齋院』等、齋宮の魅力を伝える展示を実施

### ⑦文化観光推進事業【228,501千円】

- 齋宮歴史博物館のリニューアルに向けた展示製作
- 博物館と史跡をつなぎ周遊性を高める区画道路の復元に向けた史跡齋宮跡整備基本計画の策定
- 齋宮跡のにぎわいを創出するため、引き続き発掘体験等を実施

# 私立学校の教育環境の充実

私学課：224-2161

家庭の経済状況にかかわらず、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備するため、令和8年度から実施予定の「いわゆる高校無償化」に対応するとともに、児童生徒がより安全・安心に学べる環境づくりを進めるため、私立学校におけるいじめ防止対策や熱中症対策への支援を行います。

## 高校無償化への対応

### ① 私立高等学校等就学支援金交付事業【6,253,658千円】

- ・ 自らの希望に応じた教育を受けることができるよう、いわゆる高校無償化に対応し、**就学支援金を拡充**することにより、保護者等の経済的負担を軽減

#### <主な拡充内容>

##### ▶ 就学支援金【授業料への支援】

○支給上限額：私立全日制 39.6万円 ⇒ 45.72万円 等

##### ▶ 奨学給付金【授業料以外への支援】

○支援対象：生活保護世帯・住民税非課税世帯（年収約270万円未満）  
⇒ 中所得世帯（年収約490万円未満）まで

### ② 私立高等学校等教育費負担軽減事業【329,003千円】

- ・ 国の制度改正に対応し、**奨学給付金を拡充**することにより、保護者等の経済的負担を軽減



## いじめ対策強化

### ③ (新) 私立学校いじめ防止対策支援事業【6,755千円】

- ・ 私立学校におけるいじめへの対応を支援するため、**生徒指導担当教員等を対象に事例等から学ぶ機会を提供**
- ・ 私立学校からのいじめに係る相談に対応する支援員を新たに配置



## 熱中症対策への支援

### ④ (新) 安全・安心な私立学校教育環境緊急整備事業費補助金【16,699千円】

- ・ 熱中症対策や避難所機能の強化のために、私立学校が体育館等に**空調設備を整備する経費を助成**



# 2050年ネット・ゼロの実現

地球温暖化対策課：224-2368

2050年ネット・ゼロの実現をめざし、「みえデコ活」の推進、脱炭素経営に係る支援及びペロブスカイト太陽電池やP P Aを活用した県有施設の脱炭素化等のさまざまな緩和の取組を進めるとともに、熱中症対策等の気候変動の適応に取り組みます。

また、三重県誕生150周年をふまえた啓発イベントの実施など環境教育・環境学習を推進するとともに、太陽光発電施設の設置が環境に配慮して行われるよう三重県環境影響評価条例の規模要件の見直しを進めます。

## 気候変動緩和の取組

### ①脱炭素社会推進事業

【388,860千円】（2月補正予算含みベース）



- ・脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る取組の展開やその定着を図る「みえデコ活」の推進
- ・楽しく学習できる仮想空間上の体験型デジタルコンテンツを活用したイベントの開催



太陽光発電設備等設置費補助  
太陽光発電設備等共同購入  
電気自動車の導入補助

### ②(一部新)地球温暖化対策普及事業

【25,599千円】

- ・各企業のニーズに応じた支援を実施するため、脱炭素経営の支援内容を拡充

STEP.1 知る	STEP.2 測る	STEP.3 減らす
脱炭素経営の啓発・相談	CO <sub>2</sub> のみえる化トライアル	削減取組実行支援カリキュラム(スクール形式)
		削減取組を行う企業へのインセンティブ(金利優遇)を付与

カフェテリア方式の支援（好みに応じて選択できる形式）

- ・温室効果ガスの排出量が多い事業者へ脱炭素化に関する情報提供や助言などにより自主的な取組を促進

### ③(一部新)県有施設脱炭素化

推進事業【263,252千円】



- ・ペロブスカイト太陽電池の導入に向けた取組（普及啓発、県有施設への導入に向けた調査・設計）
- ・初期費用が不要なP P Aを活用したモデル事業を引き続き実施し、全庁的な横展開



県総合博物館（R6導入）

## 気候変動適応の取組

### ④気候変動適応事業

【8,311千円】

- ・関係部局や市町と連携した熱中症対策の促進
- ・気候変動の適応に関する理解を深める普及啓発、県気候変動適応センターと連携した情報発信



情報誌「しきさい」  
2025夏号

## 環境配慮取組・行動

### ⑤(一部新)環境学習情報センター運営費

【80,185千円】

- ・県環境学習情報センターを拠点とした環境教育・環境学習の推進、展示のリニューアル
- ・三重県誕生150周年をふまえ、子どもたちが楽しみながら学べる啓発イベントの実施



### ⑥(一部新)環境影響・公害審査事業

【8,430千円】

- ・事業者において適切な環境配慮が行われるよう、環境影響評価の取組を促進
- ・太陽光発電施設の設置に関しては、三重県環境影響評価条例に基づく対象事業の規模要件の見直し



# 持続可能な循環型社会の構築

資源循環推進課：224-3310 (①②③④) 廃棄物対策課：224-2483 (⑥)  
廃棄物監視・指導課：224-2388 (⑤)

廃棄物処理における安全・安心を前提とし、持続可能な廃棄物処理体制を確保するため、引き続き、南海トラフ地震に備えた災害廃棄物処理体制の強化、人口減少など将来の社会情勢をふまえたごみ処理広域化・集約化の調査・検討に取り組みます。また、循環経済への移行により、プラスチック資源循環の高度化など地域課題の解決に資する循環資源の利用を促進します。

## 持続可能な廃棄物処理体制の確保

### ①(一部新)災害廃棄物適正処理促進事業【34,566千円】

- ・南海トラフ地震等を想定した広域的な図上訓練・仮置場の設置や運営に係る実地訓練の実施
- ・仮置場候補地の位置情報のデジタル化によるデータベース作成
- ・三重県災害廃棄物処理計画の改定に着手



訓練の実施状況

### ②一般廃棄物適正処理推進事業【34,612千円】

※「ごみゼロ社会」実現推進事業の一部

- ・中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理広域化・集約化の計画策定のための調査と市町等との協議を継続



先行事例（東紀州環境施設組合）

## 循環資源の利用促進

### ③地域循環高度化促進事業【252,050千円】

- ・産業廃棄物の発生抑制、循環的利用、減量化、地球温暖化対策に資する事業者による設備導入等に対して、その経費の一部を補助

### ④CO<sub>2</sub>削減のための高度な技術を活用したリサイクル等促進事業【23,853千円】

- ・より高度な再生プラスチックの循環的な利用を促進するため、製品原材料への適用可能性や事業者間連携の実現可能性を検証
- ・使用済みプラスチックの効率的な分別・回収から再生プラスチックを使用した製品の製造までの実証事業を実施



## 安全・安心の確保

### ⑤(一部新)不法投棄等の未然防止・早期発見推進事業【162,676千円】

- ・通報窓口「廃棄物110番」の啓発動画の作成・配信や多様な手段による効果的な広報を実施
- ・監視カメラ等のICTをはじめとする技術の活用



### ⑥環境修復後の保全管理事業【59,224千円】

- ・地域住民の安全・安心を確保するため、行政代執行で整備した工作物の点検や水質モニタリング等を実施

桑名市五反田事案 四日市市大矢知・平津事案  
桑名市源十郎新田事案 四日市市内山事案



桑名市源十郎新田事案

# 「きれいで豊かな海」の実現と良好な生活環境の保全

大気・水環境課：224-2380 (①③④⑤)  
資源循環推進課：224-3310 (②)

水質の「きれいさ」に加え、生物生産性や生物多様性にも配慮した「きれいで豊かな海」の実現をめざし、さまざまな主体と連携し、総合的な施策を推進するとともに、伊勢湾流域圏で連携し、海洋ごみの発生抑制に取り組みます。また、良好な生活環境の保全を図るための取組を継続します。

## 「きれいで豊かな海」の実現と「海洋ごみ対策」の推進

### ① (一部新) 「きれいで豊かな海」推進事業【27,923千円】

- ・「第9次水質総量削減計画」に基づき、流域下水処理場における栄養塩類管理運転の試行と効果の検証等、農林水産部、県土整備部と連携して取り組むとともに、「三重県『きれいで豊かな海』協議会」において、各種施策の進捗管理を実施
- ・県の次期水質総量削減計画の策定に向けた検討を進めるとともに、他の下水処理場等への栄養塩類管理運転の横展開に向けた実現可能性調査を実施



### ② (一部新) 海岸漂着物対策推進事業【84,571千円】

- ・「三重県海岸漂着物対策推進計画」、「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」に基づき、海岸漂着物の実態把握、回収・処理の取組、発生抑制対策を推進
- ・海洋ごみ問題に関する県民の意識の醸成を図るため、企業と連携した情報発信や環境学習・野外学習イベントの開催



清掃活動の推進



イベントにおける普及啓発

## 生活環境の保全

### ③ (一部新) 大気テレメータ維持管理費【157,152千円】

- ・大気汚染の状況をモニタリングするとともに、光化学オキシダントやPM2.5の濃度上昇時に予報等を発令

### ④ 河川等公共用水域水質監視費【30,813千円】

- ・水環境の保全に向け、県内の河川、海域及び地下水の環境基準の達成状況や推移を把握するため、公共用水域等の継続的な水質監視を実施

### ⑤ 浄化槽設置促進事業補助金【116,178千円】

- ・生活排水処理施設の整備率向上を図るため、浄化槽設置に補助を行う市町や、公営事業として高度処理浄化槽等を設置し維持管理を行う市町に対する助成を実施

## 令和8年度 三重県一般会計予算(環境生活部関係)

(単位:千円、%)

施策番号	施策名	令和7年度 当初予算額	令和8年度 当初予算額	差引増減額	増減率
		A	B	B-A	(B-A)/A
3-2	交通安全対策の推進	62,947	62,518	▲ 429	▲ 0.7
3-3	消費生活の安全確保	【 79,504 】 79,504	【 118,321 】 110,618	【 38,817 】 31,114	【 48.8 】 39.1
4-1	脱炭素社会の実現	【 1,981,288 】 1,409,385	【 1,682,065 】 1,672,315	【 ▲ 299,223 】 262,930	【 ▲ 15.1 】 18.7
4-2	循環型社会の構築	960,513	1,269,741	309,228	32.2
4-4	生活環境の保全	703,287	706,831	3,544	0.5
12-1	人権が尊重される社会づくり	656,972	538,842	▲ 118,130	▲ 18.0
12-2	ダイバーシティと女性活躍の推進	79,197	96,818	17,621	22.2
12-3	多文化共生の推進	99,706	136,940	37,234	37.3
16-1	文化と生涯学習の振興	3,415,660	4,164,439	748,779	21.9
当部主担当施策 計		【 8,039,074 】 7,467,171	【 8,776,515 】 8,759,062	【 737,441 】 1,291,891	【 9.2 】 17.3
(1-2)	地域防災力の向上	10,673	12,981	2,308	21.6
(3-1)	犯罪に強いまちづくり	【 36,677 】 7,677	【 29,607 】 7,228	【 ▲ 7,070 】 ▲ 449	【 ▲ 19.3 】 ▲ 5.8
(3-4)	食の安全・安心と暮らしの衛生の確保	386	403	17	4.4
(11-4)	水の安定供給と土地の適正な利用	1,325,186	1,005,386	▲ 319,800	▲ 24.1
(14-5)	誰もが安心して学べる教育の推進	540	540	0	0
(14-6)	学びを支える教育環境の整備	5,566,448	5,588,588	22,140	0.4
(15-1)	子どもが豊かに育つ環境づくり	【 3,745,893 】 3,744,569	【 6,878,257 】 6,878,257	【 3,132,364 】 3,133,688	【 83.6 】 83.7
(行政運営 <sup>1</sup> )	総合計画の推進	74,390	84,168	9,778	13.1
他部主担当施策 計		【 10,760,193 】 10,729,869	【 13,599,930 】 13,577,551	【 2,839,737 】 2,847,682	【 26.4 】 26.5
施策外	人件費等	2,507,911	2,568,675	60,764	2.4
環境生活部 合計		【 21,307,178 】 20,704,951	【 24,945,120 】 24,905,288	【 3,637,942 】 4,200,337	【 17.1 】 20.3

注① 施策番号の( )は、他部が主担当の施策です。 注②「人件費等」は、人件費・交際費・企画調整費など施策外の事業の計です。

注③ 令和7年度当初予算額の上段【 】は、令和6年度2月補正予算(その1)を含みます。

注④ 令和8年度当初予算額の上段【 】は、令和7年度2月補正予算のうち繰り越したものを含みます。



### Ⅲ 主要施策

#### 1 私学教育の振興について

私学課

##### 1 現状

私立学校は、設置者独自の建学の精神に基づき、個性豊かで多様な教育活動を展開するとともに、公教育の一翼を担い、本県の初等・中等・高等教育において、大変重要な役割を果たしています。県では、私立学校の教育環境の充実や生徒・保護者の経済的負担の軽減を図るため、各種助成等を行っています。

また、県立高校と私立高校の募集定員については、公教育における双方の役割を十分勘案しながら策定する必要があるため、県立高校、私立高校の代表者や学識経験者等をメンバーとする「三重県公私立高等学校協議会」（以下「公私協」）の場で、毎年、協議のうえ策定しています。

##### 2 課題

中学校卒業生数は、令和8年3月から令和13年3月までの5年間で約1,500人減少することが見込まれ、私立学校の経営環境は大変厳しい状況となっていることから、私立学校の教育環境の維持や特色化・魅力化の促進が求められています。

また、家庭の経済状況に関わらず、子どもたちが希望する進路を選択し、私立学校で安心して学ぶことができるよう、生徒・保護者の経済的負担の軽減が必要です。

募集定員については、中学生の進路を保障するという観点を重視し、県立高校と私立高校の双方により高校教育の多様な選択肢の維持・充実が図られ、県民の皆さんの理解が得られるよう、策定する必要があります。

##### 3 今後の取組方向

###### (1) 私立学校および生徒・保護者への支援

私立高等学校等振興補助金（経常的経費に係る補助）の交付等により、引き続き私立学校の経営や児童生徒が安全・安心に学べる環境づくりを支援していきます。また、振興補助金において、若者の県内定着につながるキャリア教育の取組を促進していきます。

私立高校等の生徒・保護者への支援では、いわゆる高校無償化により就学支援金を拡充するとともに、授業料以外への支援として奨学給付金を拡充するなど、経済的負担の軽減を図っていきます。

さらに、子どもの多様な学びの機会の保障に向け、経済的な事情がある世帯に対して、フリースクール利用料を支援します。

###### (2) 県立高校と私立高校の募集定員

私立高校は、生徒急増期に中学生の進路保障に大きな役割を果たしてきた経緯の中で、建学の精神に基づき、個性豊かで特色ある教育活動を、経営の安定に努めながら展開しています。中学校卒業生数が減少し、また、高校教育を取り巻く環境が変化する中で、子どもたちの選択肢の維持・充実が図られるよう、公私それぞれの役割や特性をふまえ、募集定員等について公私協にて協議を行います。

## ＜参 考＞

表1 令和8年度私学関係当初予算（事業費ベース）（単位：千円、％）

細 事 業 名	当初予算額	前年度比
私立高等学校等振興補助金	5,162,011	99.1
私立特別支援学校振興補助金	301,417	111.7
私立専修学校振興補助金	73,168	108.7
私立外国人学校振興補助金	4,000	80.0
私立高等学校等就学支援金交付事業費	6,253,658	207.6
私立高等学校等教育費負担軽減事業費	329,003	131.0
私立専門学校授業料等減免補助金	294,622	61.3
私立学校不登校児童生徒支援事業【重点】	540	100.0
安全・安心な私立学校教育環境緊急整備事業費 補助金（新規）	16,699	皆増
私立学校いじめ防止対策支援事業（新規）	6,755	皆増
その他私学関連予算	25,512	138.1
合 計	12,467,385	133.9

表2 私立高等学校等振興補助金生徒一人当たり補助単価（単位：円）

	学校数	令和7年度	令和8年度 【当初予算単価】
高校（全日制） （中等教育学校後期課程 を含む）	14	367,758	373,042
高校（狭域通信制）	5	83,165	84,158
中学校（中等教育学校前 期課程を含む）	10	355,522	360,608
小学校	2	353,890	358,944
特別支援学校	1	（高等部） 1,926,900	（高等部） 1,963,448
		（小中学部） 1,912,540	（小中学部） 1,948,767

表3 県内中学校卒業生数の推移予測

	令和8年3月	令和13年3月	令和16年3月
県内中学校卒業生数（見込）	15,517人	14,030人	12,408人
令和8年3月からの減少者数	—	▲1,487人	▲3,109人

※令和7年5月1日教育政策課調べをもとに私学課で加工

## 2 文化・生涯学習の振興について

### 文化振興課

#### 1 現状

令和5年9月26日施行の「三重県文化振興条例」に基づき、文化の力で心豊かに活力ある三重の実現をめざし、県の文化振興に関し、令和8年度までの具体的な振興方策を定めた「三重県文化振興計画」による取組を推進します。

##### (1) 文化・生涯学習の振興

三重の多様で豊かな自然や歴史・文化等をテーマとする展覧会や魅力的な公演を開催することにより、県民の皆さんが文化にふれ親しむ機会を提供するとともに、人材育成や顕彰制度の運用、発表の場づくり等により、さまざまな主体の文化活動を促進しています。また、文化団体等の活動に対して、より適切で効果的な支援を図るため、新たな支援のあり方を検討しています。

講座やセミナー、アウトリーチ等により学習機会を提供するとともに、生涯学習に取り組む主体の成果発表の場づくりや情報発信の充実等に取り組んでいます。

##### (2) 県立文化・生涯学習施設の状況

###### ① 三重県総合文化センター（三重県文化会館、三重県生涯学習センター）

県文化会館では、オペラやバレエ、クラシック音楽から演劇、伝統芸能まで、多彩で魅力的な芸術性の高い公演を開催するほか、アウトリーチ活動や人材育成などを行っています。

県生涯学習センターでは、高等教育機関や市町と連携したセミナーをはじめとする学習機会の提供や、県内のさまざまなアーティストや専門機関と協働して、次代の文化を担う子どもたちに、優れた文化・芸術との出会いを提供しています。

###### ② 三重県総合博物館

県総合博物館では、三重が持つ「多様性の力」をテーマに、「ともに考え、活動し、成長する博物館」をめざして、県民・利用者の皆さんとの協創、さまざまな主体との連携の視点で、資料の収集・保管・展示を行うとともに、三重の自然・歴史・文化に関する調査研究等を行っています。

さらに、歴史資料として重要な情報が記録された文書等（特定歴史公文書等）を保存し、県民の皆さんの利用（閲覧、複写、レファレンス等）に対応しています。

###### ③ 三重県立美術館

県立美術館では、江戸時代以降の三重にゆかりの深い作家の作品や明治時代以降の近代洋画の流れをたどることができる作品等について展示するとともに、後世へ伝えるため長期的な保存を行っています。また、美術資料の調査、研究による成果を展覧会、講演会、美術セミナー、出版物を通じて発表するとともに、学校教育と連携した教育普及活動等を行っています。

###### ④ 斎宮歴史博物館

斎宮歴史博物館では、斎宮等に関する資料の収集・保管・展示・調査研究等を行うとともに、史跡斎宮跡の学術的な発掘調査を進めています。国内外の多くの方に、斎宮の歴史的・文化的価値や魅力を知っていただけるよう、明和町や関係団体等の地域の方々と連携・協力しながら、多様なイベントや積極的な情報発信等に取り組んでいます。

### ⑤ 三重県立図書館

県立図書館では、「三重県立図書館運営計画」に基づき、三重県関係の図書資料の充実、読書活動や課題解決の支援を行うとともに、全ての県民の皆さんが質の高い図書館サービスを等しく利用できるよう、県内の図書館ネットワークの中心として、市町立図書館等と連携しながら、県全体の図書館サービスの向上に取り組んでいます。

## 2 課題

- (1) 文化は、自らのアイデンティティの基盤としての役割をもち、人びとの感性や想像力を高め心の豊かさを育むものであることから、県民の皆さんが主体的に三重の文化にふれ親しむ環境づくりが必要です。
- (2) 人口減少等による文化を取り巻く社会環境の変化をふまえ、文化を担い支える人材の育成や文化を生かした地域の活性化や魅力発信を進めることが必要です。
- (3) ライフステージやライフスタイルに応じた多様な学習ニーズを的確に把握して魅力的な学びの場や、学んだ成果を生かして主体的に活動することができる場を提供するなど、生涯を通じて学ぶことのできる環境づくりが必要です。

## 3 今後の取組方向

「三重県文化振興計画」に基づき、文化施策を総合的・計画的に推進するとともに、令和9年度から始まる「第2次三重県文化振興計画（仮称）」の策定に向けた検討を進めます。

- (1) 三重県誕生150周年記念事業と連携しながら、三重の多様で豊かな自然と歴史・文化等をテーマとした展示や多彩で魅力的な文化芸術公演を開催するなど、県民の皆さんが文化にふれ親しむ機会の充実を図ります。
- (2) 「三重県文化賞」の実施や県内各地域の文化活動等の情報を収集・発信することなどにより、さまざまな主体の文化活動を促進するとともに、専門家の助言を受けながら、文化団体等の活動への新たな支援のあり方について検討を行います。
- (3) 文化観光について、新たに北勢地域の近代化遺産群に係るルートを加えて、ホームページ「巡ろう！三重の文化観光」等で県内の文化観光に係るタイムリーな情報発信をします。また、齋宮を核とした文化観光として、史跡内の周遊に必要となる復元道路等の整備に向けた「史跡齋宮跡整備基本計画」の策定と発掘調査、齋宮歴史博物館のリニューアルに向けた展示製作を行うとともに、引き続き発掘体験や計画的な発掘調査を実施します。
- (4) 県生涯学習センターにおいて、高等教育機関等と連携した講座やセミナーを開催し多様な学習の機会を提供するとともに、次代の文化を担う子どもたちが良質な文化を体験できる取組を実施します。また、地域において生涯学習分野で活躍する方々を支援するための研修会を開催します。

# 三重県文化振興計画の概要

## 1 はじめに (P1、2)

### 計画策定の趣旨・位置づけ

▶ 社会情勢や国の動向等を踏まえ、「三重県文化振興条例」第9条に規定する「文化の振興等に関する基本的な計画」として策定（また、「文化芸術基本法」に規定する「地方文化芸術推進基本計画」に位置づける）

**計画期間** 令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

**対象とする文化の範囲** 「文化芸術基本法」、「三重県文化振興条例」の規定を踏まえた分野（芸術／芸能／生活文化／国民娯楽／文化財等／伝統芸能等／伝統工芸）

## 2 計画の背景 (P3～15)

### 文化を取り巻く状況

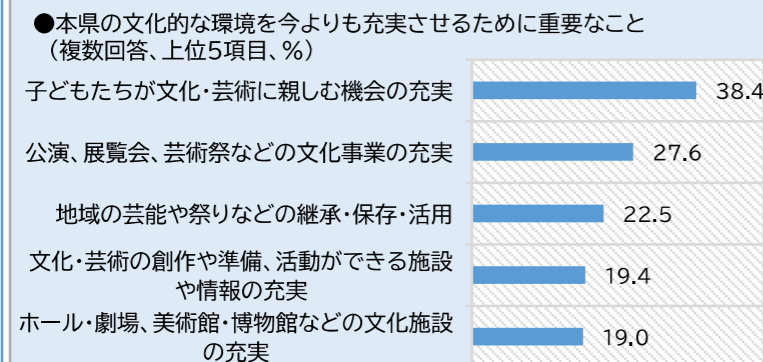
- ▶ **社会情勢**
  - ・人口減少と少子高齢化の進行
  - ・新型コロナウイルス感染症の影響
  - ・デジタル技術の進展
  - ・外国人旅行者の増加
  - ・大規模災害のリスクの高まり
  - ・SDGsへの貢献
- ▶ **国の動向**
  - ・「文化芸術基本法」の改正
  - ・「障害者による文化芸術の推進に関する法律」の制定
  - ・「文化財保護法」の改正
  - ・「文化観光推進法」の制定
  - ・「博物館法」の改正
  - ・「第2期文化芸術推進基本計画」の策定

### 「新しいみえの文化振興方針」の取組による成果と課題

- ▶ **施策の方向性1 人材の育成**  
【課題】コロナ禍による人材育成事業の実施数及び参加者の減 など
- ▶ **施策の方向性2 歴史的資産等の継承・活用**  
【課題】文化資源を活用したまちづくりなど、地域住民等の主体的な活動への更なる支援 など
- ▶ **施策の方向性3 新たな価値の創出**  
【課題】観光、地域づくりなど、さまざまな主体との連携を検討し、文化を切り口とした活力ある地域づくりに向けた取組の促進 など
- ▶ **施策の方向性4 情報の発信**  
【課題】地域の文化活動など、さまざまな機会を活用した文化情報の収集・発信 など
- ▶ **施策の方向性5 文化拠点機能の強化**  
【課題】コロナ禍後を見据えた、魅力的な展覧会や公演、講座の実施による、文化にふれ親しむ機会の充実 など

### 「今後の文化行政のあり方に関する県民意識調査」の結果

- ▶ 県民の皆さん5,000人（※実質配布数4,963）を対象にアンケート調査を実施  
（調査期間：R5.10.13-27、回収数：2,427、回収率：48.9%）



## 3 計画の基本目標と基本方針 (P16～23)

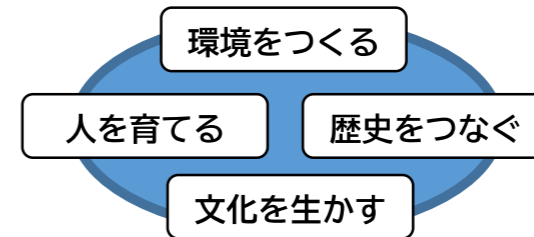
### 基本目標

## 文化の力で心豊かに活力ある三重を実現

### 取り組むべき課題

- コロナ禍後を見据えた、魅力的な展覧会や公演等の実施による、誰もが文化にふれ親しむ機会の充実
- 次代を担う子どもたちが文化にふれ親しむ機会のより一層の充実
- 人口減少や少子高齢化が進む中での文化活動の推進と人材の育成
- 地域の伝統文化や文化財への関心を高めるとともに、適切な保存・活用を進め、未来に確実に継承していく取組の促進
- 観光、地域づくりなど、さまざまな主体との連携を検討し、文化を切り口とした活力ある地域づくりに向けた取組の推進

### 4つの基本方針



### 3つの重点施策

- ▶ **重点施策1** 県民の文化に対する関心及び理解の醸成
- ▶ **重点施策2** 子どもたちの文化活動の充実
- ▶ **重点施策3** 文化と観光等との連携

## 4 施策の展開 (P24～43)

基本方針	基本施策	取組の方向性
1 環境をつくる ～文化にふれ親しみ、創造できる環境づくり～	(1) 県民の文化に対する関心及び理解の醸成	・文化に関する普及啓発 ・文化について学び、体験する機会の充実 ・イベント等の機会をとらえた関心の醸成
	(2) 県民の鑑賞等の機会の充実	・質の高い文化や芸術を鑑賞する機会の充実 ・文化に関して活動し、創造する機会の充実 ・アウトリーチ活動の推進
	(3) 高齢者、障がい者等の文化活動の充実	・高齢者の文化活動の充実 ・障がい者の文化活動の充実 ・誰もが文化にふれ親しむことができる環境づくり
	(4) 子どもたちの文化活動の充実	・子どもたちが文化にふれ親しむ機会の充実 ・学校教育等との連携
	(5) 文化活動への支援	・文化団体等のネットワークづくりへの支援 ・文化活動に対する支援情報の提供 ・新たな支援のあり方の検討
	(6) 文化施設の充実	・県立文化施設の機能の充実 ・県立文化施設間の相互連携の強化
2 人を育てる ～文化を育み、継承する人材の育成～	(7) 文化の担い手の育成及び確保	・文化の担い手やそれを支える人材の育成と支援 ・文化活動を行うための環境の整備
	(8) 顕彰	・顕彰制度の実施
3 歴史をつなぐ ～三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承～	(9) 三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承	・三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承
	(10) 文化を生かした地域の活性化	・文化資源を生かした地域活性化の支援
4 文化を生かす ～文化を生かした地域の活性化と魅力の発信～	(11) 文化と観光等との連携	・県立文化施設を中核とした文化観光の推進 ・文化資源を生かした観光振興施策との連携 ・伝統産業・地場産業及び食の産業振興施策との連携
	(12) 歴史と伝統文化を生かした郷土愛の醸成	・三重の歴史と伝統文化を学ぶ機会の充実 ・子どもたちへの郷土教育の推進 ・郷土の偉人の業績による誇りづくり
	(13) 三重の文化の魅力の発信と交流の推進	・三重の文化に関する情報の発信 ・デジタル技術の活用 ・文化を通じた交流の推進

## 5 計画の推進と進行管理 (P44～46)

### 各主体に期待される役割／県の責務・推進体制等

- ▶ 県民の皆さん、文化団体等、教育機関、事業者等がそれぞれの立場に応じて連携・協働
- ▶ 県は、各主体、国や他の地方公共団体等と連携して、文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進
- ▶ 県は、県庁内における横断的な連携体制の構築
- ▶ 県と市町は、効果的な連携を実現するための仕組みを構築

### 進行管理

- ▶ 指標と数値目標を設定し、毎年度事業成果の評価・検証を行い、PDCAサイクルによる進行管理を実施
- ▶ 有識者等による「評価・推進会議（仮称）」を設置

### 成果指標

項目	指標	現状値 (R4)	目標 (R8)
1 環境をつくる	参加した文化活動、生涯学習に対する満足度	75.5%	76.6%
	県立文化施設の利用者数	98.2万人	140万人
2 人を育てる	文化や芸術の鑑賞・体験授業に参加した児童生徒等の人数	27,014人	33,500人
	文化振興に係る人材の育成を目的とした事業の参加者数	1,104人	1,950人
3 歴史をつなぐ	文化財の保存・活用・継承に向けた支援活動の実施件数	79件	92件
4 文化を生かす	県立文化施設を中核とした文化観光ルートを構築した地域数	—	5件 (累計件数)

### 3 人権施策の総合的な推進について

人権課

#### 1 現状

令和5年4月に全面施行された「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」（以下「差別解消条例」）に基づく取組を進めるため、令和6年3月に策定した「三重県人権施策基本方針（第三次改定）」および「第五次人権が尊重される三重をつくる行動プラン（令和6年度～令和9年度）」に基づき、人権施策を推進しています。

##### （1）人権擁護の推進

県人権センターを人権相談の総合窓口と位置づけ、関係機関と連携しながら、人権に係るさまざまな相談に対応するとともに、県内相談機関の相談員等を対象としたスキルアップ講座を開催しています。特に差別解消条例に則った相談対応ができるよう、ケース検討会を実施するなど、相談員の資質向上に努めています。

##### （2）人権啓発

県人権センターにおいて、施設内の展示等に加えて、テレビ・ラジオやインターネット等を通じた啓発やイベント・講座の開催など、多様な手段と機会を通じて、広く人権に関する知識や情報を提供しています。

特に、SNSの普及に伴い、インターネット上の人権侵害が深刻な社会問題になっていることから、SNS利用者の多い若年層をはじめ、広く県民の皆さんが自ら人権について考え、主体的に行動していただくきっかけづくりとなるよう、啓発動画作品を募集し、SNS等に掲載しました。

#### 2 課題

##### （1）部落差別の解消

県では、部落差別解消に向けた取組を行ってきたところですが、近年においても、部落差別事象の県への報告が毎年10件以上あり、減少に至っていません。

また、令和5年には教育公務員による重大な部落差別事案が発生しました。これらのことをふまえ、部落差別の解消に特化した条例の制定を含め、取組を強化する必要があります。

【表】 県に報告があった部落差別事案件数

年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
社会現場	4	16	17	22	20
教育現場	9	8	9	18	8
合計	13	24	26	40	28

※社会現場…行為者が大人である。

教育現場…行為者が子どもである。

##### （2）差別解消条例の適切な運用

差別解消条例に基づく相談・紛争解決について、相談者に寄り添った対応が円滑かつ迅速に実施できるよう、引き続き県人権センターをはじめとした相談窓口の職員の資質向上を図っていく必要があります。

また、相談対応では解決に至らなかった差別事案に係る「助言・説示・あっせん」の知事への申立てについて、迅速に調査審議し、当事者間の問題解決につなげていく必要があります。

### (3) 人権啓発

誤った知識や偏見等による差別や人権侵害は未だに発生しており、特に、インターネット上において差別を助長・誘発する情報が氾濫し、課題となっています。差別的な情報に触れても正しく判断できるよう一人ひとりが人権問題について正しく認識する必要があります。

このため、県民一人ひとりが、人権問題を自らの問題としてとらえ、人権が尊重される社会づくりに主体的に取り組んでいけるよう、国や市町、さまざまな主体と連携・協働し、人権啓発をはじめとする総合的な取組を一層推進していく必要があります。

## 3 今後の取組方向

### (1) 「部落差別解消条例（仮称）」の制定と差別解消条例の改正

部落差別の解消に向け、部落差別についての県民の正しい認識を促進するとともに、差別の発生抑止を図り、部落差別のない社会の実現をめざすため、「部落差別解消条例（仮称）」の制定の検討を進めます。

また、差別解消条例ではおおむね4年ごとに内容の検討をするものとされており、条例を運用する中で顕在化した課題への対応や、インターネット上の人権侵害への対応の強化など、社会情勢の変化をふまえ、差別解消条例の改正の検討を併せて進めます。

### (2) 人権擁護の推進

条例に基づく相談対応が、円滑かつ適切に実施できるよう、引き続き、県人権センターにアドバイザーを配置します。また、相談機関の相談員等を対象とした研修を実施し、その資質向上を図るとともに、相談窓口相互の連携を強化し、相談者に寄り添った相談対応に努めます。

紛争解決体制では、条例に基づく助言、説示及びあっせんに係る手続きについて、三重県差別解消調整委員会の意見を聴きながら適切に運用します。

インターネット上の差別的な書き込みを早期に発見し、削除要請等の対応を行うネットモニタリングを実施します。

### (3) 効果的な人権啓発の推進

県民一人ひとりの人権意識の高揚をめざし、県人権センターにおいて、テレビ・ラジオでのスポット放送や人権問題について理解を促す講演会を行うとともに、人権メッセージの募集といった「県民参加型の啓発」や、絵本の読み聞かせなどの「感性に訴える啓発」等、効果的な手法を活用し、人権啓発の推進に取り組みます。

また、幅広い層に人権の大切さを伝えるために、商業施設での啓発を実施します。加えて、地域の学習会に講師を派遣します。

県人権センターについては、老朽化に伴う施設の改修を行うとともに、人権啓発・教育の拠点施設としての機能強化を図るため、「常設展示室リニューアル基本計画」に基づき、リニューアルに向けた設計を行います。

# 三重県人権施策基本方針（第三次改定）（概要版） 別紙 1

## 第1章 基本的な考え方

### 1 基本方針改定の経緯

### 2 めざす社会 「差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会」の実現

### 3 基本理念

全ての県民が互いに認め合い、人権が尊重される社会の実現に向け、次のことを基本理念として取り組む

- (1) 多様性が尊重され、誰一人取り残されることのない共生社会の実現
- (2) 差別を解消し、互いに認め合い、支え合う社会の実現

### 4 人権尊重のための基本姿勢

- (1) 県、県民、事業者それぞれの主体の役割  
行政だけでなく、事業者やさまざまな団体、県民一人ひとりが人権尊重の視点に立ってそれぞれの主体に応じた役割を果たす
- (2) 県民、事業者等と協働したまちづくり  
県民、事業者、NPOなどが相互に連携を図り、「人権尊重のまちづくり」の取組を展開する

## 第2章 人権施策の推進

### 1 人権啓発および人権教育の推進

- (1) 人権啓発 あらゆる人権課題について、自分自身の問題としてとらえてもらえるよう効果的な啓発活動を行う
- (2) 人権教育 人権尊重の意識と行動力を育む取組を教育活動全体を通じて推進する

### 2 差別その他の人権問題を解消するための施策の推進

- (1) 相談体制の充実 相談窓口の広報に取り組み、「助言、調査、関係者間の調整」等の必要な対応が実施できるよう体制の充実を図る
- (2) 紛争解決に向けた取組の充実 差別解消条例に基づく、「助言、説示及びあっせん」を迅速かつ適切に実施し、当事者間の問題解決を図る

### 3 課題別施策の推進

#### ○部落差別(同和問題)

県民一人ひとりが自分の課題として受けとめ、実際の行動に結び付く教育・啓発活動を推進する

#### ○子ども

子どもの健やかな育ちを支援するため、行政、学校、家庭、地域等さまざまな主体が連携した取組を促進する

#### ○女性

男女共同参画意識の一層の浸透を図るとともに、DVや性暴力の被害者等困難な問題を抱える女性に対する切れ目のない支援の取組を進める

#### ○障がい者

ユニバーサルデザインのまちづくりの理解を深めるとともに、障がいを理由とする差別解消の支援体制の強化を進める

#### ○高齢者

高齢者が生きがいを感じることで自らの介護予防にもつながる取組の推進や、高齢者の見守り活動を支援する

#### ○外国人

行政生活情報の多言語化や相談体制の充実を図るとともに、さまざまな主体と連携した日本語教育の体制づくりに取り組む

#### ○患者等

患者本位の医療体制づくりの推進や、患者等に対する偏見や差別を解消するために、正しい知識の普及・啓発を推進する

#### ○犯罪被害者等

犯罪被害者等のカウンセリング体制の充実に取り組むとともに、権利や利益の保護のため総合的な支援を実施する

#### ○インターネットによる人権侵害

人権の視点に立った正しい知識や理解を深める啓発の推進や差別的な書き込みに対するモニタリングを実施する

#### ○性的指向・性自認

性の多様性に関する社会の理解を深める啓発の推進やパートナーシップ宣誓制度の周知と利用先の拡充を図る

#### ○ひきこもり

ひきこもり当事者の把握・早期対応を行うための仕組みづくりやアウトリーチ(訪問型)支援の充実に取り組む

#### ○あらゆる人権課題の解消に向けて (アイヌの人びと、刑を終えて出所した人等、災害と人権、貧困等に係る人権課題、北朝鮮当局による拉致問題等 等)

あらゆる人権課題に対する教育・啓発活動の推進や人権侵害に対応するための取組を推進する

## 第3章 人権施策の推進体制等

### 1 人権尊重の視点に立った行政の推進

県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組む

### 2 人権施策の推進体制と仕組み

- (1) 国・市町、関係団体と連携して取り組み、県庁内では横断的な推進体制で取り組む
- (2) 具体的な取組を進めるため「行動プラン」を策定し、毎年度の取組の成果や課題を年次報告として取りまとめる

三重県環境生活部人権課  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
電話 059-224-2278 FAX 059-224-3069  
e-mail jinken@pref.mie.lg.jp

人権施策基本方針(第三次改定)  
の詳細は三重県のホームページ  
をご覧ください。



# 「第五次 人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の概要

別紙 2

## 第1章 基本的な考え方

### 1 行動プラン策定の経緯

2022(令和4)年5月に制定された「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」をふまえた「三重県人権施策基本方針(第三次改定)」に基づいて、行動プランを策定

### 2 計画の期間

2024(令和6)年度から2027(令和9)年度までの4か年

## 第2章 人権施策の推進

### I 人権啓発および人権教育の推進

#### (1) 人権啓発

- 1 効果的な啓発活動の推進
- 2 さまざまな主体との協働による啓発活動の推進
- 3 事業者等への啓発活動の推進
- 4 啓発活動を担う人材の養成

#### (2) 人権教育

- 1 就学前における豊かな人間性の育成
- 2 学校教育における人権教育の推進
- 3 社会教育における人権教育の推進
- 4 事業者・民間団体における人権教育の推進
- 5 人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育の推進

### II 差別その他の人権問題を解消するための施策の推進

#### (1) 相談体制の充実

- 1 相談窓口の広報と充実
- 2 相談体制の強化
- 3 相談機関等相互の協働・連携の強化

#### (2) 紛争解決に向けた取組の充実

- 1 人権侵害に対応するための取組
- 2 紛争解決体制の適切な運営
- 3 人権侵害への対応に関する啓発と広報

### III 課題別施策の推進 ※裏面記載

## 第3章 人権施策の推進体制等

### 1 人権尊重の視点に立った行政の推進

- ・職員が人権問題に関する正しい理解と認識を深め、自らの課題と認識
- ・対話による相互理解と相談者への寄り添った対応

### 2 県民、事業者等と協働したまちづくり

- ・多様な主体による人権尊重のまちづくり
- ・SDGsの理念をふまえた人権施策の推進
- ・ビジネスと人権の認識を深めた事業活動の促進

### 3 計画の推進と進捗管理

- (1) 推進体制
  - ① 県組織における推進体制
  - ② 「三重県人権・同和行政連絡協議会」や「三重県人権啓発活動ネットワーク協議会」等との連携体制
- (2) 進捗管理
 

年次報告としてとりまとめ県議会に報告し、ホームページ等において公表

## 第2章 人権施策の推進

## III 課題別施策の推進

## 部落差別(同和問題)

- 1 部落差別の解消に向けた教育・啓発活動の推進
- 2 公正な採用選考の確立や就労促進のための取組
- 3 部落差別の解消に向けた人権尊重のまちづくりの推進
- 4 部落差別の解消に向けた人権擁護の推進
- 5 インターネットによる差別的な書き込みの早期発見・削除と防止に向けた対応

## 子ども

- 1 子どもの権利に関する理解を深める取組や啓発活動の推進
- 2 子どもの健やかな成長のための環境づくり
- 3 児童虐待防止と啓発活動の充実
- 4 いじめ防止対策の推進

## 女性

- 1 男女共同参画を推進するための基盤の整備
- 2 働く場におけるジェンダー平等が確保された多様な生活や働き方を実現できる環境づくり
- 3 暴力等から人権を守る環境づくりと健康の支援

## 障がい者

- 1 障がい者の権利擁護の推進
- 2 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- 3 障がい者の地域生活の支援と社会参加、参画の環境づくり
- 4 精神障がい者の地域生活の支援
- 5 特別な支援を必要とする子どもたちの学びの保障

## 高齢者

- 1 高齢者の社会参加、参画の促進と交流
- 2 高齢者の人権に配慮した社会環境の整備
- 3 住み慣れた地域での生活を支えるための介護サービスや生活支援サービス等の充実

## 外国人

- 1 多文化共生社会における相互理解のための教育・啓発の推進
- 2 文化的背景の異なる住民と一緒に地域社会を築くための基盤となる安全で安心な生活の支援
- 3 外国人の権利擁護と社会参画の促進

## 患者等

- 1 患者本位の医療体制づくりの推進
- 2 病気に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進
- 3 患者への支援体制の充実

## 犯罪被害者等

- 1 犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るための総合的な施策の推進
- 2 犯罪被害者等の人権問題についての幅広い啓発活動の推進
- 3 犯罪被害者等に対する精神的なケアをはじめとする支援

## インターネットによる人権侵害

- 1 インターネットの正しい活用に向けた啓発の推進
- 2 インターネット上における人権尊重の意識を高める教育の推進
- 3 インターネット上での差別事象・人権侵害の状況把握と対応のための体制づくり

## 性的指向・性自認

- 1 L G B T Q等の当事者支援等の推進
- 2 性の多様性を尊重する社会づくりに向けた環境整備
- 3 性の多様性に関する啓発・教育の推進

## ひきこもり

- 1 ひきこもりに関する情報発信・普及啓発
- 2 当事者や家族に寄り添った支援の充実
- 3 社会参加と多様な担い手の育成・確保

あらゆる人権課題の解消に向けて  
(アイヌの人々、刑を終えて出所した人等、災害と人権、貧困等に係る人権課題、北朝鮮当局による拉致問題等 等)

- 1 あらゆる人権課題の現状把握
- 2 あらゆる人権課題に対する理解を深めるための教育・啓発活動の推進
- 3 人権侵害に対応するための取組の推進



## 4 誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会の推進について

### ダイバーシティ社会推進課

県では、平成 29 年 12 月に「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」を策定し、誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会<sup>きらり</sup>\*の実現に向け、県民の皆さんの家庭、職場、地域活動における行動につながるよう、男女共同参画・女性活躍推進や性の多様性の理解促進をはじめとするさまざまな取組を進めています。

#### ※ダイバーシティ社会

性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、一人ひとり違った個性や能力を持つ個人として尊重され、誰もが希望を持って日々自分らしく生きられる、誰もが自分の目標に向けて挑戦できる、誰もが能力を発揮し、参画・活躍できる社会のことをいいます。

### I 男女共同参画・女性活躍推進について

#### 1 現状

##### (1) 男女共同参画基本計画に基づく施策の推進

県では、男女共同参画社会の実現に向けて、「第3次三重県男女共同参画基本計画（令和3年度～令和12年度）」（以下「基本計画」）および「第一期実施計画（令和3年度～令和8年度）」に基づき取組を進めています。

なお、基本計画については、計画策定後5年が経過し、社会情勢の変化や国の動向、県の取組をふまえて、改定に向けた検討を進めています。

##### (2) 県の取組

県では、県男女共同参画センター「フレンテみえ」（以下「フレンテみえ」）において、県民の皆さんを対象とするセミナー等を開催し、男女共同参画意識の普及啓発を図るとともに、さまざまな悩みを抱える女性のための総合相談等を行っています。

また、職業生活における女性活躍については、県内企業・団体等で構成する「輝くみえのミライ☆三重県会議」（会員数 638 団体 令和8年3月末）等と連携し、取組を進めています。令和7年度は、ジェンダーギャップを解消し、性別にかかわらず誰もが家庭でも仕事でも活躍できる環境となるよう、企業トップ・リーダー層の意識啓発に向けた先駆取組企業見学会やワークショップ、働く女性のロールモデルとの交流会等を実施するとともに、それらの情報を分かりやすく一元的に発信し、横展開を図るためのポータルサイトを構築しました。

##### (3) 県内のジェンダーギャップの状況

指導的地位や政策・方針決定過程への女性の参画は増加基調にあるものの、県・市町の審議会等における女性委員の割合は29.0%（令和7年4月1日現在（対前年比0.1ポイント増加））、県内事業所の女性管理職の割合は19.1%（令和7年7月31日現在（対前年度0.9ポイント減少））と、未だ十分とは言えない状況です。

また、令和6年度に実施した県民意識調査では、家庭における役割分担について「ほとんど妻がしている」と「妻が中心だが夫も行う」を合わせた割合は家事が8割以上、育児が6割以上となっており、性別による固定的な役割分担は依然として根強く残っています。

## 2 課題

根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消などの意識啓発に取り組むとともに、誰もが働きやすい職場環境の整備、政策・方針決定過程への女性の参画拡大など、あらゆる分野のジェンダーギャップ解消に向けた取組を、関係機関や企業等と連携し推進していく必要があります。

また、孤独感に悩む女性からの相談が増加するなど、不安を抱える女性に対する相談支援に取り組む必要があります。

## 3 今後の取組方向

### (1) 男女共同参画に係る総合的な取組と意識啓発

基本計画および第一期実施計画に基づき、各部局と連携して、総合的に取組を実施します。あらゆるジェンダーギャップ解消の取組を一層推進するため、令和8年度中に基本計画の改定及び第二期実施計画の策定を行います。

また、市町とも連携し、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、フレテみえにおいて、イベント、講座等の取組を通じた男女共同参画意識の一層の普及啓発や女性のための総合相談を実施します。

### (2) 職業生活における女性活躍の推進

性別役割分担意識や長時間労働等の慣行を変革し、誰もが家庭でも仕事でも活躍できる「令和モデル」の職場環境づくりに向け、引き続き、企業トップ層の意識啓発に向けた取組や働く女性のキャリアを支援する講座・ロールモデルとの交流会を開催する等、企業・団体等と連携して取り組みます。

また、性別にとらわれない進路選択に向けて、若年層とその親世代を対象とした進路選択に関するアンコンシャス・バイアスの解消に向けた啓発や、企業等の個別の課題に応じた具体的な取組を促すため、常時雇用労働者数100人以下の企業等を対象に、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等の取組を支援します。

## Ⅱ 性の多様性を認め合う社会の推進について

### 1 現状

#### (1) 県の取組

性の多様性について、社会の理解が広がり、県全体で取り組んでいけるよう、令和3年4月に「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」（以下「性の多様性条例」）を施行するとともに、令和3年9月から「三重県パートナーシップ宣誓制度」の運用を開始し、これまで96組の方々が宣誓されています（令和8年3月末時点）。また、令和6年11月からは「パートナーシップ宣誓制度」の全国域での自治体間連携（287自治体（令和8年3月末時点））を開始したほか、令和7年4月からは、宣誓書受領証に子の名前を記載できるようにするなど制度の拡充を図りました。

令和7年度は、企業における理解が進むよう研修会を開催するとともに、性の多様性に関する悩み等の電話・SNS相談や当事者等の交流会を実施しました。

#### (2) 国の動向

令和5年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。国においては、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画等の策定に向けた検討がなされています。

### 2 課題

性の多様性に関する社会の理解不足から、偏見を持たれたり社会生活上の制約を受けたりするなどの問題があるため、誰もが安心して暮らすことができる環境づくりを社会全体で推進していく必要があります。

### 3 今後の取組方向

性の多様性について、県民の皆さんの理解促進や企業等における取組が進むよう、企業向けの研修会等の実施や啓発冊子を配布するとともに、性の多様性に関する電話・SNS相談や交流会を実施し、さまざまな悩みを持つ当事者等が安心できる環境づくりに取り組みます。

また、「三重県パートナーシップ宣誓制度」について、市町・民間企業等と連携し、利用先等を拡充する等、どこに住んでいても当事者等が安心して暮らすことができるよう取組を進めます。

「ダイバーシティみえ推進方針 <sup>※</sup>ともに輝く、多様な社会へ」の概要

# ダイバーシティの風を 三重から起こす

多様性を尊重し受け入れる素地がある  
という強みを生かし、チャレンジ!



実現を  
めざす

## 1 めざすダイバーシティ社会

性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず「一人ひとり  
違った個性や能力を持つ個人として尊重され、誰もが希望を持って日々自分らしく生きられる、  
誰もが自分の目標に向けて挑戦できる、誰もが能力を発揮し、参画・活躍できる社会」



## 2 ダイバーシティは プラスであるという考え方

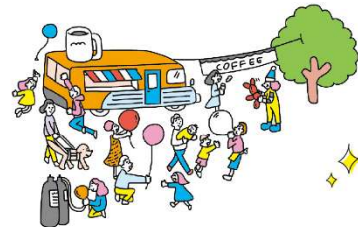
「ダイバーシティは、個人・組織・社会にとってプラス」

- ① 違いを互いに受け入れる → 能力発揮
- ② 違うことに価値を見いだす → 価値観・世界観の広がり
- ③ 違った能力が掛け合わされる → イノベーション(変革)

## 3 発想の転換や見直し (ダイバーシティの視点)

「一歩先の未来に向けて6つの視点」

- 視点1 違いを知ること、伝えること
- 視点2 交流を増やすこと
- 視点3 互いに支え合うこと
- 視点4 みんなができるという発想を持つこと
- 視点5 多様かつ柔軟なシステムとすること
- 視点6 違った目線、考え方を力とすること



## 4 今後の取組展開 ~3つの推進の柱~

ダイバーシティの考え方の浸透  
~考え(意識)を変える~

交流・支え合いによる進化  
~行動を変える~

参画・活躍に向けた変革  
~仕組みを変える~

第 3 次 三 重 県 男 女 共 同 参 画 基 本 計 画 体 系 図

特に関連する  
SDGs のゴール

目標	基本方向	基本施策	施策の方向
----	------	------	-------

※下線部は「女性活躍推進法」に基づく都道府県推進計画に位置づける項目

※★部分は「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」に基づく計画に位置づける項目

男女共同参画社会の実現	I 職業生活における女性活躍の推進	I-I 雇用等における女性活躍の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 女性の参画拡大に向けた企業等への支援</li> <li>2) 男性中心型労働慣行の見直しとワーク・ライフ・バランスの実現</li> <li>★3) 誰もが能力を發揮できる環境の整備</li> <li>4) 女性の再就職支援</li> </ol>
		I-II 自営業における女性活躍の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 農林水産業における方針決定の場への女性の参画促進</li> <li>2) 農林水産業における女性の能力發揮に向けた環境の整備</li> <li>3) 起業家等に対する支援</li> </ol>
		I-III 仕事と子育て・介護が両立できる環境整備の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 多様なニーズに対応した子育て支援</li> <li>2) 男性の育児参画の推進</li> <li>3) 介護を支援する環境の整備</li> </ol>
	II 基盤の整備 推進するための男女共同参画を	II-I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 県の審議会等委員への女性の参画</li> <li>2) 県における女性職員等の登用</li> <li>3) 市町等への働きかけ</li> </ol>
		II-II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>★1) 男女共同参画に関する広報・啓発の充実</li> <li>★2) 学校等における教育の推進</li> <li>★3) 生涯を通じた学習機会の充実</li> </ul>
	III 誰もが安心して暮らせる環境の実現	III-I 多様な主体の参画・活躍に向けた支援と環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>★1) 自立のための支援</li> <li>★2) 多様な主体の参画・活躍に向けた環境の整備</li> <li>★3) 女性をはじめ多様な人々の視点に立った防災・減災活動の推進</li> </ul>
		III-II 家庭・地域における活動の推進と健康の支援	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 家庭、地域、職場におけるバランスのとれた生活への支援</li> <li>2) 生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援</li> <li>★3) 性と生殖に関する健康支援の充実</li> </ol>
		III-III 男女共同参画を阻害する暴力等に対する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>★1) 関係機関の連携による支援体制等の整備</li> <li>★2) 配偶者等からの暴力の防止に係る対策の推進</li> <li>★3) 性犯罪、性暴力、ストーカー対策等の推進</li> </ul>
	計画の推進		<ul style="list-style-type: none"> <li>★1) 県の推進体制の充実と率先実行</li> <li>★2) 三重県男女共同参画審議会による施策評価の実施等</li> <li>★3) 市町、高等教育機関、企業・団体等との協創</li> <li>★4) 男女共同参画センター「フレんてみえ」の機能の充実</li> </ul>

全てに共通

I

II

III

性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（概要）

令和3年3月23日公布、同年4月1日施行

前 文	性の多様性をはじめ多様な生き方を認め合い、性のあり方にかかわらず、誰もが自分らしく安心して学び、働き、暮らすことができる社会づくりを、地域社会全体で進めることを決意し、条例制定した旨を明記															
目 的	条例は、性的指向及び性自認の多様性（性の多様性）を認め合う社会の推進に関する基本理念を定め、各主体の責務・役割を明らかにし、県の施策の基本となる事項を規定 性の多様性が理解され、全ての人の人権尊重、多様な生き方を認め合う社会の実現への寄与を目的															
定 義	性的指向・・・自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向 性自認・・・自己の性別についての認識															
基 本 理 念	<p>&lt;施策のあり方&gt;</p> <p>性的指向、性自認にかかわらず、次のことができることを旨に推進 ①人権尊重 ②社会参画の保障と個性・能力発揮 ③多様な生き方の選択</p> <p>&lt;社会の共通認識として明示&gt;</p> <p>①性の多様性を認め合う⇒性の多様性を理由とする不当な差別的取扱いをしてはいけない ②表明は本人の自由 ⇒カミングアウトの強制及び禁止はしてはいけない ③情報共有は同意が必要⇒本人の意に反して暴露（アウティング）してはいけない</p>															
責 務 ・ 役 割	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">県</td> <td style="text-align: center;">市町</td> <td rowspan="4">                     県施策における必要な措置、市町、関係機関等との連携（県義務）                      市町施策における必要な措置（努力義務）                      教育活動での必要な措置（努力義務）                      県民等は理解を深める（努力義務）                      職場環境及び事業活動での必要な措置（努力義務）                 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">教育に携わる者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県民</td> <td style="text-align: center;">事業者</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	県	市町	県施策における必要な措置、市町、関係機関等との連携（県義務） 市町施策における必要な措置（努力義務） 教育活動での必要な措置（努力義務） 県民等は理解を深める（努力義務） 職場環境及び事業活動での必要な措置（努力義務）	教育に携わる者		県民	事業者								
県	市町	県施策における必要な措置、市町、関係機関等との連携（県義務） 市町施策における必要な措置（努力義務） 教育活動での必要な措置（努力義務） 県民等は理解を深める（努力義務） 職場環境及び事業活動での必要な措置（努力義務）														
教育に携わる者																
県民	事業者															
基 本 的 施 策	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">基本計画</td> <td>三重県男女共同参画基本計画に性の多様性に関する施策を定め、実施状況を毎年、議会で報告</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">広報・啓発</td> <td>県民への広報・啓発活動</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">研修等の実施</td> <td>県義務、市町、学校、事業者の努力義務（県の支援）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育の推進</td> <td>学校教育 社会教育</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">相談への対応等</td> <td>                     県民向けの相談窓口、相談事例の蓄積                      相談機関のネットワークと救済につながるよう必要な情報の提供                      各団体における相談対応（学校、事業者等の努力義務、県の支援）                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">社会生活・社会参加における対応</td> <td>                     安心して学び、育つ環境づくり（県努力義務）                      安心して働くことができる環境づくり（県努力義務）                      安心して暮らすことができる環境づくり（県努力義務）                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">顕彰</td> <td>優良団体の顕彰</td> </tr> </table>	基本計画	三重県男女共同参画基本計画に性の多様性に関する施策を定め、実施状況を毎年、議会で報告	広報・啓発	県民への広報・啓発活動	研修等の実施	県義務、市町、学校、事業者の努力義務（県の支援）	教育の推進	学校教育 社会教育	相談への対応等	県民向けの相談窓口、相談事例の蓄積 相談機関のネットワークと救済につながるよう必要な情報の提供 各団体における相談対応（学校、事業者等の努力義務、県の支援）	社会生活・社会参加における対応	安心して学び、育つ環境づくり（県努力義務） 安心して働くことができる環境づくり（県努力義務） 安心して暮らすことができる環境づくり（県努力義務）	顕彰	優良団体の顕彰	
基本計画	三重県男女共同参画基本計画に性の多様性に関する施策を定め、実施状況を毎年、議会で報告															
広報・啓発	県民への広報・啓発活動															
研修等の実施	県義務、市町、学校、事業者の努力義務（県の支援）															
教育の推進	学校教育 社会教育															
相談への対応等	県民向けの相談窓口、相談事例の蓄積 相談機関のネットワークと救済につながるよう必要な情報の提供 各団体における相談対応（学校、事業者等の努力義務、県の支援）															
社会生活・社会参加における対応	安心して学び、育つ環境づくり（県努力義務） 安心して働くことができる環境づくり（県努力義務） 安心して暮らすことができる環境づくり（県努力義務）															
顕彰	優良団体の顕彰															
附 則	社会情勢の変化等による見直し															

## 5 多文化共生社会づくりの推進について

### ダイバーシティ社会推進課

#### 1 現状

##### (1) 外国人住民の状況

令和7年12月末時点の外国人住民数は71,492人と過去最多を更新しました。また、県内総人口に占める外国人住民の割合は4.14%で、こちらも過去最高となりました。

人口減少が進む中、外国人材への期待が高まっており、特定技能制度の見直しや育成就労制度の創設等により、今後も外国人労働者とその家族の更なる増加が見込まれています。

##### (2) これまでの県の取組

県では、令和6年3月に策定した「三重県多文化共生推進計画（令和6年度～令和8年度）」に基づき、外国人住民が地域社会の一員として、安全に安心して暮らすことができるよう、市町や国際交流協会、外国人支援団体等のさまざまな主体と連携し、多文化共生社会づくりに向けた啓発や、三重県情報提供ホームページ（MieInfo）による多言語での情報提供、外国人住民の生活全般にわたる相談窓口「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」における対応、日本語習得の機会の提供などに取り組んでいます。

#### 2 課題

言葉や文化が異なる外国人住民が地域社会の一員として生活できるよう、さまざまな主体と連携した取組を通じて、日本人住民と外国人住民の相互理解を深めることが必要です。

また、外国人住民が安全で安心して生活するためには、行政情報等を多言語や「やさしい日本語」で適切に提供する体制を整えるとともに、効果的に情報を届ける必要があります。

さらに、外国人住民等からの生活全般にかかる相談は、年々増加（令和7年度：2,288件）し、相談内容も、医療や教育、就労、介護など多方面にわたるため、相談員のスキルアップや関係機関との連携強化など、相談体制を一層充実させる必要があります。

加えて、日本語の学習環境については、令和7年度末時点で県内18市町に46の日本語教室が設置されているものの、必ずしも学習を希望する外国人住民に必要な学習の機会を提供できているとは言えない状況にあり、多様なニーズに応じた学習環境を充実させていく必要があります。

### 3 今後の取組方向

#### (1) 多文化共生の意識定着と参画促進

日本人住民と外国人住民が、互いに生活習慣や文化の違いを認め合い、共に地域社会を築いていけるよう、啓発イベント、学校や地域への出前講座を実施するなど、多文化共生意識の醸成に向けた取組を実施します。

また、日本人住民と外国人住民の相互理解を促す取組の一つとして「やさしい日本語」の普及・啓発に取り組みます。

なお、現行の「三重県多文化共生推進計画」が、令和8年度末で終期を迎えることから、見直しに向けた検討を行います。

#### (2) 外国人住民の安全で安心な生活環境づくり

県多言語情報提供ホームページ（MieInfo）については、新たに、インドネシア語を加えた8言語で、外国人住民が必要とする行政や生活に関する情報を適切に提供するとともに、防災や医療等の命にかかわる情報については、「やさしい日本語」を含む多様な言語での発信が行われるよう取り組むほか、外国人コミュニティに効果的に情報を届ける「外国人地域サポーター」制度を創設します。

また、「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」においては、外国人住民からの相談にきめ細かく応じられるよう、弁護士や臨床心理士等の専門相談に、新たに、社会保険労務士による相談を加えるとともに、ケース検討会の実施による相談員のスキルアップを通じて、相談体制の更なる充実に取り組みます。

さらに、災害等の緊急時においても外国人住民をサポートできるよう、市町等と連携し、外国人防災リーダーの育成研修や避難所での受入訓練等に取り組むとともに、外国人患者が安心して医療機関を受診できるよう、医療通訳の育成や医療機関へのモデル配置等を実施します。

#### (3) 外国人住民への日本語教育の推進

日本語学習を希望する外国人住民が学習の機会を得られるよう、市町等の日本語教室の開設・運営を支援するために、地域日本語教育コーディネーターや学習支援ボランティアの育成、オンライン教室の実施などに取り組めます。

また、こうした取組をより一層充実させるため、次の4つの機能を担う「みえ地域日本語教育支援センター（仮称）」を設置します。

- ① 日本語学習を希望する外国人住民、市町や企業等からの相談への一元的な対応と、WEBサイトによる日本語学習情報の発信
- ② 市町や企業における日本語教室の立上げと運営の支援
- ③ 日本語学習を支援する人材の育成と紹介
- ④ 地域にある日本語教室に通うことが難しい方へのオンライン教室やオンデマンド学習の実施

#### (4) ライフステージに応じた支援

外国人住民が、妊娠・子育て・教育・就労・医療・介護等のライフステージに応じて必要となるサービスを切れ目なく享受できるよう、庁内外の関係機関等との情報共有や意見交換を行います。

## 三重県多文化共生推進計画 概要版

計画期間：令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

## 1. 計画策定の趣旨

国における外国人労働制度の見直しにより、本県においても外国人労働者やその家族の更なる増加が見込まれています。県内の外国人住民が安全に安心して生活できる環境を整えるとともに、地域社会を築くパートナーとして位置づけ、多文化共生社会をともに実現していくことが求められています。このような状況をふまえ、多文化共生施策の一層の推進を図るため、これまでの「多文化共生社会づくり指針」を「三重県多文化共生推進計画」に改め、計画的・体系的に取組を進めていきます。

## 2. 三重県がめざす多文化共生の地域社会像

- 多様な文化的背景の住民が、地域社会を一緒に築いています
- 多文化共生から生まれる活力が地域の課題解決に生かされています

## 3. 基本施策・主な取組

## (1) 多文化共生の意識定着と参画促進

## ①日本人住民と外国人住民の相互理解の促進と人権意識の定着

- 1月の多文化共生に係る啓発月間を中心に、多文化共生の基本理念等を普及させるための啓発イベントを実施
- ・「多文化共生フォーラム」（仮称）の開催
- ・国際交流員による多文化共生に関する出前講座の実施

## ②「やさしい日本語」と日本語学習の必要性の啓発

- 日本人には「やさしい日本語」の使用を、外国人には生活に必要な日本語の習得を呼び掛ける運動を展開
- ・外国人を雇用する企業への「やさしい日本語」の使用および外国人従業員への日本語習得の啓発
- ・各市町と連携し、新たに転入する外国人へ、県内の日本語教室一覧や日本語学習に活用できるツールを案内

## (2) 外国人住民の安全・安心な生活環境づくり

## ①行政・生活情報の「やさしい日本語」を含む多様な言語での提供

- 特に防災や医療など命に関わる情報については、「やさしい日本語」を含む多様な言語での提供を強化
- ・MieInfoにおいて、行政情報や生活に必要な情報を「やさしい日本語」を含む7言語で提供

## ②相談体制の充実

- MieCoにおいて、外国人住民の生活全般にわたる相談を11言語で受け付けるとともに、関係機関と連携した対応を強化
- ・弁護士や出入国在留管理局等による専門相談を併せて実施
- ・相談事例を関係機関で協議するケース検討会の実施

## ③安全対策の強化

- 外国人患者が安心して受診できる体制整備や災害発生時の対策、児童相談体制等を強化
- ・「外国人防災リーダー」の育成や、避難所における外国人受け入れ訓練の実施
- ・医療通訳者の育成および医療機関へのモデル配置

## ④生活支援の充実

- ライフステージに応じた継続的な支援の観点から、庁内各部署と連携し、施策を実施
- ・外国人児童を多数受け入れている保育所における保育士の加配
- ・県立夜間中学における就学機会の提供
- ・外国人留学生の起業支援

## (3) 外国人住民への日本語教育の推進

## ①日本語教室の体制整備

- 市町の日本語教室開設支援やオンライン日本語教室、学習支援者（ボランティア）の研修等を実施
- ・県全域を対象としたオンライン日本語教室のモデル実施

## ②外国人住民のライフステージや実状に応じた日本語教育の推進

- 「未就学児」「児童生徒」「労働者」「定住外国人」等、外国人のライフステージや実状に応じた日本語教育を推進
- ・多文化子育てサロン設置の先進事例を学ぶ研修会を実施
- ・企業内日本語教室開設の支援

## ③日本語教育推進体制の整備

- 地域日本語教育コーディネーターの地域展開や、日本語教育に携わる各主体間の情報共有および連携の促進
- ・地域日本語教育コーディネーターによる日本語教育関係者への地域課題等の提供
- ・「三重県日本語教育プラットフォーム」の運用による、市町や国際交流協会、日本語教室等の各主体間の連携促進

## (4) ライフステージに応じた支援

外国人住民が、子育て・教育・就労・医療など、ライフステージに応じて必要となるサービスを切れ目なく享受できるよう、県庁内調整会議等を通じて情報交換や施策の推進に係る協議を実施

## ライフステージに応じた支援一覧

	未就学期 ※5歳頃まで	学齢期（小学校～高校） ※6歳～18歳頃まで	青年期～成人期 ※19歳～64歳頃まで	高齢期 ※65歳以上
1 多文化共生の意識定着と参画促進	<p>①日本人住民と外国人住民の相互理解の促進と人権意識の定着</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●国際交流員の派遣による多文化共生や異文化理解に係る出前講座の実施</li> <li>●多文化共生に係る啓発月間を中心に、市町や庁内関係部局と連携し、多文化共生の基本理念等を普及させるための啓発イベントを実施</li> </ul> <p>②「やさしい日本語」と日本語学習の必要性の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●日本人への「やさしい日本語」の使用の呼びかけ</li> <li>●外国人への生活に必要な日本語の習得の呼びかけ</li> </ul>			
2 外国人住民の安全・安心な生活環境づくり	<p>①行政・生活情報の「やさしい日本語」を含む多様な言語での提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●特に防災や医療など命に関わる可能性がある情報は「やさしい日本語」を含む多様な言語での情報提供を強化</li> <li>●MieInfoによる適切な情報の提供</li> <li>●三重県HPの多言語配信</li> </ul> <p>②相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●MieCoの相談体制の充実</li> <li>●労働相談の体制の充実</li> </ul> <p>③安全対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●医療通訳の普及に向けた医療機関への啓発の実施</li> <li>●医療通訳者の育成</li> <li>●医療機関に医療通訳者を試行的に配置</li> <li>●外国人児童に係る相談体制の強化（24時間電話通訳や児童相談所への通訳の派遣）</li> <li>●市町と連携した外国人防災リーダーの育成</li> <li>●「みえ災害時多言語支援センター」の運営体制の整備や、同センターの立ち上げを想定した図上訓練の実施</li> </ul> <p>④生活支援の充実</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>子ども・子育て家庭への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保育士の加配措置</li> <li>●妊娠・出産・子育てに関する情報提供</li> </ul> </div> <div style="width: 30%;"> <p>教育分野での支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市町における就学前支援教室（プレスクール）や外国につながる子どもの就学時の情報交換等、幼稚園、保育所、小学校等における連携に関する取組の支援</li> <li>●不就学等児童生徒への対応</li> </ul> </div> <div style="width: 30%;"> <p>保健・福祉・介護分野での支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●社会保険制度（年金・医療・介護）の仕組みについての情報提供</li> <li>●外国人看護師候補者や介護福祉士候補者への日本語や専門技術の学習支援</li> </ul> </div> </div> <p>労働分野での支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●外国人住民向け職業訓練の実施</li> <li>●企業に対し、適切な労働環境の整備に係る啓発を実施</li> <li>●外国人留学生の起業支援</li> </ul> <p>住環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●外国人住民が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、三重県居住支援連絡会による支援の実施</li> <li>●県営住宅に入居する外国人住民からの相談に多言語で対応</li> </ul>			
3 外国人住民への日本語教育の推進	<p>①日本語教室の体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市町の日本語教室開設の支援</li> <li>●日本語学習支援者のスキルアップのための研修や学習教材等の情報の提供</li> <li>●日本語学習支援者の掘り起こしに取り組む市町や国際交流協会の支援</li> <li>●県全域を対象としたオンライン日本語教室をモデル的に実施</li> </ul> <p>②外国人住民のライフステージや実状に応じた日本語教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●小中学校への外国人児童生徒巡回相談員の配置</li> <li>●県立高校への外国人生徒支援専門員や日本語指導アドバイザーの配置、日本語指導担当者研修の実施</li> <li>●企業における外国人従業員の日本語習得に係る取組の啓発</li> <li>●日本語を習得していない定住外国人への学習の働きかけや、学習ツールの情報提供</li> <li>●日本語の習得を希望する外国人住民が容易に学習環境にアクセスできる環境の構築</li> </ul> <p>③日本語教育推進体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●日本語教育に携わる各主体の情報共有や連携を促進</li> <li>●地域日本語教育コーディネーターの地域展開</li> </ul>			

## 6 NPO活動の推進について

ダイバーシティ社会推進課

### 1 現状

#### (1) NPO活動について

県においては、「みえ県民交流センター」を拠点に、県民の皆さんのNPO活動への理解や参画を促進するための情報を発信するとともに、NPO<sup>※1</sup>や中間支援組織<sup>※2</sup>の活動強化を図るためのセミナー等を開催し、県民の皆さんによる地域課題を解決する取組を支援しています。

なお、県が認証するNPO法人の総数は726法人（令和8年3月31日現在）であり、活動分野としては、「保健・医療・福祉」が最も多く、次いで「まちづくり」「子どもの健全育成」となっています。

※1 市民活動やボランティアを行う非営利組織（市民活動団体、ボランティア団体、地域自治組織等）

※2 NPOを支援する活動を行う団体

#### (2) 災害ボランティアについて

地域の災害中間支援組織である「みえ災害ボランティア支援センター(MVSC)<sup>※3</sup>」に参画し、県内外で大規模災害が発生した際に、災害ボランティア活動が円滑に行われるよう支援を行います。令和6年能登半島地震では、被災者支援を行う県内団体等への活動費の助成や、これらの団体が被災地において円滑に支援活動を行うための現地支援団体とのマッチングなど、災害ボランティア活動の支援に取り組みました。

平時は、幹事団体による定例会議を毎月開催して情報共有や意見交換を行うとともに、全国域で活動する災害NPO団体等との連携強化に向けたワークショップや、県の防災訓練への参加を通じて、発災時に効果的な支援活動を実施するためのコーディネート機能の強化に取り組んでいます。

また、市町・市町社協・NPO等の三者連携による関係づくりを促進するワークショップ等を開催し、市町における災害ボランティア受入れ体制の強化に取り組んでいます。

※3 7つの幹事団体で構成

#### 【幹事団体】

特定非営利活動法人みえ防災市民会議、特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター、三重県ボランティア連絡協議会、公益社団法人日本青年会議所東海地区三重ブロック協議会、日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、三重県（災害対策推進課、地域福祉課、ダイバーシティ社会推進課）

## 2 課題

NPOは担い手の高齢化や資金不足等、運営基盤の脆弱化が課題となっています。

NPOによる活動が活性化し、継続的に実施されるためには、若い世代を含めた幅広い世代のNPOへの関心や活動への参加意欲を高めるための取組を推進するとともに、NPOの運営基盤の強化や、多様な主体との連携強化に向けた支援を行う必要があります。

また、大規模災害が頻発する中、災害発生時に県内外からの災害ボランティアを円滑に受け入れ、迅速かつ効果的な支援活動が行えるよう、MVSCのコーディネート機能や市町の災害ボランティア受入れ体制の強化を図る必要があります。

## 3 今後の取組方向

### (1) NPOの運営基盤の強化

高校生や大学生等にNPO活動への関心を持ってもらうための講座を実施します。

また、NPO活動の活性化に向け、引き続き、みえ県民交流センターを拠点に、多様な主体との連携促進に向けたセミナー等の開催やホームページでの情報発信を行います。

さらに、NPOや中間支援組織の運営基盤の強化に向け、地域課題解決のための新たな取組を行うNPOに対する助成と伴走支援を行う「県民応援NPOプロジェクト」を実施するとともに、中間支援組織の専門性を高めるためのセミナーを開催します。

なお、みえ県民交流センターについては、令和9年3月31日をもって第4期の指定期間が満了することから、指定管理者の更新にかかる手続きを行います。

### (2) 災害ボランティアの受入体制強化

能登半島地震の支援活動を通じて得られた気づきをふまえ、MVSCにおいては、全国で活動する災害NPO団体等との連携強化を図るとともに、災害時に多様な支援主体が連携して支援活動が行えるようコーディネート機能の強化等に取り組みます。

また、災害ボランティアの受入体制を強化するため、市町向けの研修会や、市町における三者連携の強化に向けたワークショップ等を開催します。

## 7 安全で安心なまちづくりの推進について

くらし・交通安全課

### 1 現状

#### (1) 県内の情勢

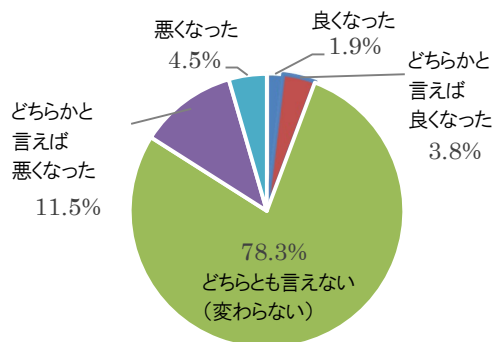
「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」の施行（平成16年10月）以降、県内の刑法犯認知件数は減少傾向を続け、令和3年に戦後最少となりました。その後は増加傾向にありましたが、令和7年は10,692件（対前年比241件減）と減少したものの、依然として高い水準で推移しています。

表 刑法犯認知件数

（単位：件）

H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
11,247	10,322	8,560	7,410	7,647	9,955	10,933	10,692

また、令和7年度にe-モニターを活用して実施したアンケート「あなたの住む地域では、3年前と比較して、治安はどのようになったと思いますか」との問いに対しては、下の円グラフに示すとおり、「悪くなった」「どちらかと言えば悪くなった」が16.0%で、「良くなった」「どちらかと言えば良くなった」の5.7%を上回っており、体感治安の向上には至っていません。



#### 《アンケートの概要》

- ・実施期間：令和7年7月16日～7月22日
- ・対象者数：1,000人
- ・回答数：1,000人
- ・回答率：100%

図 3年前と比較した治安意識の変化

#### (2) これまでの取組

「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム・第3弾（令和6年度～令和8年度）」に基づき、さまざまな主体と協働して、取組を進めてきました。

令和7年度は、教育委員会と連携し、「安全・安心まちづくり地域リーダー」養成講座と「スクールガード・リーダー育成講習会」を同時に開催し、新たに13名の地域リーダーを養成しました。

また、県民の皆さんの防犯意識の向上と関係者の連携強化を図るため、防犯ボランティア団体、事業者、市町等が一堂に会する「安全・安心まちづくりフォーラム」を開催し、地域の先進的な防犯・見守り取組事例を県民の皆さんに周知しました（44名参加）。

さらに、令和5年6月から開始した「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」については、令和7年度末時点で延べ786事業者の登録がありました。

加えて、犯罪の防止または抑止を目的とした防犯カメラ設置に対し補助を行う市町を支援するため、防犯カメラ設置事業補助金制度により、11市町に対し補助金を交付しました。

## 2 課題

安全で安心な三重のまちづくりの推進にあたっては、県と市町の役割分担に応じた取組が不可欠であるものの、市町の推進体制や取組状況に差異があるため、より一層緊密に連携を図る必要があります。

地域防犯活動の課題である「活動人員の高齢化」や「担い手不足」に対応するため、地域に密着した事業者との連携を強化するなど、持続可能な防犯・交通安全活動につなげる必要があります。

依然として体感治安が向上しておらず、県民の皆さんの犯罪等への不安感は解消されていないことから、地域防犯力の底上げや地域の防犯・見守り活動の「見える化」に取り組む必要があります。

## 3 今後の取組方向

市町など関係団体と引き続き意見交換の機会を確保することにより、「アクションプログラム・第3弾」の理念や方向性を共有するとともに、日頃から県と市町の緊密な連携を十分意識しながら取り組んでいきます。

地域の自主防犯活動を活性化させるため、引き続き市町など関係団体と連携し「安全・安心まちづくり地域リーダー」養成講座や「安全・安心まちづくりフォーラム」の開催などを通じて防犯意識の醸成を行います。

また、地域に密着した事業者にも防犯活動に参加いただけるよう、「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」を、事業者団体や市町等を通じて幅広く周知することで登録の拡大を図るとともに、防犯サポート事業者の活動内容をホームページなどに掲載することにより、防犯活動の「見える化」を行います。

引き続き、防犯カメラ設置事業補助金制度により、防犯カメラの設置に対し補助を行う市町を支援します。

「アクションプログラム・第3弾」が令和8年度末に計画期限を迎えることから、次期アクションプログラムの策定に向けた検討を進めます。

## 犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例（概要）

前文	すべての県民は、自らの安全は自らが守るという意識を持つとともに、犯罪を未然に防止する環境を整備することにより、地域社会全体が連携協力して犯罪のない安全で安心なまちの実現を図ることを決意し、この条例を制定
目的	県等の責務を明らかにし、犯罪を未然に防止する環境を整備するために必要な事項を定め、地域社会全体が連携協力して犯罪のない安全で安心なまちを実現すること
責務	<p>県 総合的な施策を策定し実施。県民・事業者・市町と協力</p> <p>県民 理解を深め、自らの安全の確保に積極的に努める</p> <p>事業者 事業活動に関し、安全で安心なまちづくりのために必要な措置を講じる</p>
<p>【推進体制の整備】 県は、県・県民・事業者・市町・関係団体が意見交換し、相互に連携協力することができる体制を整備</p> <p>【広報啓発】 県は、必要な広報啓発活動を行う</p>	
<p>【市町が実施する施策に対する支援】 県は、市町が実施する施策を支援</p> <p>【自主的な活動に対する支援】 県は、県民・事業者・団体の自主的な活動に対し支援</p>	
<p>【学校等における児童等の安全の確保】 知事及び教育委員会は、公安委員会と協議し、学校等における児童等の安全を確保するため、指針を定める。 学校等設置管理者は、指針に定める措置を講ずるよう努める</p> <p>【通学路等における児童等の安全の確保】 知事は、教育委員会及び公安委員会と協議し、通学路等における児童等の安全を確保するため、指針を定める。 通学路等管理者・保護者・学校等管理者・地域住民・警察署長は、連携して指針に定める措置を講ずるよう努める</p>	
<p>【犯罪の防止に配慮した道路等の普及】 県は、犯罪の防止に配慮した道路等の普及に努める。 知事は、公安委員会と協議し、犯罪の防止に配慮した道路等について指針を定める。 道路等設置管理者は、指針に定める措置を講ずるよう努める</p> <p>【犯罪の防止に配慮した住宅の普及】 県は、犯罪の防止に配慮した住宅の普及に努める。 知事は、公安委員会と協議し、犯罪の防止に配慮した住宅について指針を定める。 住宅の建築又は改修者・設計者・工事施工者は、指針に定める措置を講ずるよう努める</p> <p>【犯罪の防止に配慮した自動車等の普及】 自動車等販売業者は、犯罪の防止に配慮した自動車等の普及に努める</p>	
<p>【空地又は空家における犯罪防止の措置】 空家・空地の所有者・管理者は、犯罪防止に必要な措置を講ずるよう努める</p> <p>【深夜物品販売を行う店舗における犯罪防止の措置】 公安委員会は、深夜物品販売を行う店舗における犯罪防止に必要な措置に関する指針を定める。 深夜物品販売業者は、指針に定める措置を講ずるよう努める</p>	
<p>【指針の策定手続等】 知事・教育委員会・公安委員会は、指針を定め、又は変更しようとするときは、市町長の意見を聴くとともに、県民・事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。 知事・教育委員会・公安委員会は、指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく公表する</p>	

# 『安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム』の概要

～ アイデア を集め、アクション を広げよう ～

第3弾

## 策定の背景

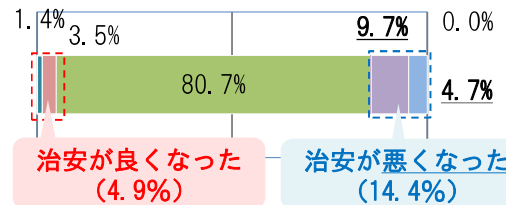
○近年、県内の刑法犯認知件数・交通事故死傷者数は増加傾向にあります。

○しかしながら、県民の皆さんに強い不安を与える凶悪犯罪や子ども・女性・高齢者が被害者となる犯罪等が跡を絶たず、県民の皆さんの不安は依然として解消されていません。

(3年前と比べて治安が「良くなった」と思う人より、「悪くなった」と思う人の方が多い結果に・・・)

○令和元年に発生した大津市での園児の交通死亡事故

や川崎市での児童らが登校途中に命を奪われた痛ましい事件等を教訓として、同じような被害者を出さないため、県を挙げて、県民・事業者等さまざまな主体と協創し、防犯・交通安全の取組を推進する必要があります。



## プログラムの特色

### □『進化』したプログラム

…県民や事業者をはじめとした関係の皆さんと一緒に、「犯罪や交通事故のない 安全で安心な三重」の実現をめざします。

### □さまざまな主体の意見を聞きながら進めます

…外部有識者や県民代表、関係団体からなる「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議」等において、活動指標の達成状況や取組状況等に係る意見を聴取することで、さまざまな主体とともに、めざす姿の実現に向け方向性等の改善を図っていきます。

…毎年度開催している「安全・安心まちづくりフォーラム」等を通じて、県民・事業者の皆さんと一緒に、成果や課題、今後の方向性を共有し、さまざまな主体と連携し、活動への気運を高めます。



犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議

### □『市町』と一緒に進めます

…対等なパートナーシップの関係にある県と市町が、それぞれの期待される役割に応じたアクションを起こし、かつ相互に補完することにより、「めざす姿」の実現をめざします。

## プログラムの概要

[計画期間：令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間]

### めざす姿

さまざまな主体と連携してつくる 犯罪や交通事故のない、安全で安心な三重

県民・事業者等  
多様な主体の協働

### ▼3つの「基本方針」

「意識」づくり

「地域」づくり

「環境」づくり

### 「注力する方向性」

- 県民が犯罪被害・交通事故の当事者にならないための意識づくりに努める
- さまざまな主体と連携した持続可能な防犯・交通安全活動が行われる地域づくりに努める
- 犯罪や交通事故を防ぐ取組を広め、安全 安心感のある環境づくりに努める

### ▼基本目標

- ・ 刑法犯認知件数の減 (↓)
- ・ 交通事故死者数の減 (↓)
- ・ 交通安全・防犯など身のまわりの安全に係る「満足層」の割合の増 (↑)

### ▼進捗管理

- ・ 有識者等からなる推進会議等で、意見を聴取しながら改善を図ります。
- ・ フォーラムで県民等と方向性を共有します。

▷ 県民や事業者の皆さんのアイデアによって、アクションの進化を図る「三重県オリジナルの計画」です

## 8 性暴力の根絶及び犯罪被害者等支援について

くらし・交通安全課

### 1 現状

#### (1) 犯罪被害者等への支援

犯罪被害者やその家族等（以下「犯罪被害者等」）が受けた被害の軽減や早期回復、生活再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進するため、「三重県犯罪被害者等支援条例」および「三重県犯罪被害者等支援推進計画」（第二期：令和6年度～令和8年度、以下「支援推進計画」）に基づき、犯罪被害者等の経済的な負担を軽減するための「三重県犯罪被害者等見舞金」を給付するなど犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進しています。

また、市町においては、犯罪被害者等を支援する条例制定等の動きも進んでおり、令和7年7月に全ての市町において犯罪被害者等支援に関する条例が制定されました。

表1 三重県犯罪被害者等見舞金給付要領に基づく見舞金の支給実績

	遺族見舞金 (60万円)	重傷病見舞金 (20万円)	精神療養見舞金 (5万円)	支給合計金額
令和3年度	2件	7件	2件	270万円
令和4年度	1件	5件	3件	175万円
令和5年度	3件	1件	3件	215万円
令和6年度	1件	4件	8件	180万円
令和7年度	4件	4件	2件	330万円

#### (2) 性暴力被害者等への支援

性暴力は被害者やその家族（以下「性暴力被害者等」）の心身や尊厳を著しく踏みにじる人権侵害であり決して許されるものではありません。また、性暴力が性暴力被害者等に与える影響は重大なもので回復には時間を要します。

県では、平成27年6月に開設した「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」（以下「よりこ」）において、性暴力被害者等の心身の早期回復に向け、心理カウンセリングや警察・病院への付添いなど、関係機関と連携しながら、性暴力被害者等に寄り添った相談対応および支援を行っています。

表2 よりこ相談件数の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
件数	262	328	331	390	328	623	637	658	497	603	<b>638</b>

県では行政や県民、学校、事業者など社会が一体となって性暴力被害者等に寄り添い、支え、性暴力の根絶をめざすため、「三重県性暴力の根絶をめざす条例」（以下「性暴力根絶条例」）を令和7年10月に制定しました。

## 2 課題

### (1) 犯罪被害者等への支援

犯罪被害者等は、直接的・間接的にさまざまな被害を受けているため、犯罪被害者等の置かれた状況に応じた適切な支援を提供するとともに、市町、関係機関との連携を強化し、総合的な支援体制を整備する必要があります。

また、誹謗中傷等の二次被害を防止し社会全体で支える気運を醸成していくため、県民の皆さんの犯罪被害者等に対する理解を促進する必要があります。

### (2) 性暴力被害者等への支援

被害者が性暴力による影響から早期に回復するためには、被害後速やかに、かつ、途切れることなく適切な支援を受けることが重要です。その一方、性暴力被害に対する誤った認識や無理解から、誹謗中傷など二次被害に苦しむ性暴力被害者等や性暴力に遭ってもこれを性暴力と認識できない子どもなど、支援を求める声を上げられない被害者も存在します。

このような状況から、性暴力根絶条例に基づき、性暴力被害者等に寄り添った支援を、警察など関係機関との連携のもと、中長期にわたって途切れなく行うとともに、被害者が被害後速やかに相談できるよう、相談しやすい体制の整備のほか、子どもの性被害への対応など、性暴力被害者等への支援の更なる充実とともに性被害の予防をはじめとした性暴力の根絶にも取り組む必要があります。

## 3 今後の取組方向

### (1) 犯罪被害者等への支援

支援推進計画に基づき、研修会やブロック別意見交換会などをおして、市町職員等の支援従事者の資質向上を図るとともに、令和8年度から「犯罪被害者支援調整監」を設置して、関係機関が実施する被害者等への支援を調整し補完する体制を整備しています。

また、犯罪被害者等見舞金の速やかな給付や、犯罪被害者等が再提訴や財産開示手続を行うための支援制度の運用など、犯罪被害者等に対して引き続き支援を行うとともに、犯罪被害者等が置かれている境遇について県民が考える機会となるイベントの開催などにより、県民の理解促進と気運醸成を図ります。

加えて、支援推進計画が令和8年度末に計画期限を迎えることから、次期支援推進計画の策定に向けた検討を進めます。

### (2) 性暴力被害者等への支援

「よりこ」と関係機関とが緊密に連携し、性暴力被害者等に寄り添った途切れない支援や、3つの相談窓口（妊娠SOS、DV、性暴力）が合同でSNSを活用して相談を受け付けるなど、「よりこ」に相談しやすい環境づくりに引き続き取り組むとともに、性暴力対応看護師（SANE）の養成など支援体制の充実を図ります。

また、子どもの性被害の防止や早期発見、早期対応に向けたハンドブックの活用を促進するとともに、性暴力の根絶をめざす月間（11月）を中心に県民の性暴力に対する理解促進や性暴力根絶に向けた気運醸成を図るなど性暴力の予防や根絶に向けた取組を進めます。

さらに、性暴力根絶条例に定める施策を総合的かつ効果的に推進するため、条例に基づく推進計画の策定に向けた検討を進めます。

## 三重県犯罪被害者等支援条例(概要)

別紙 1

## I 総則

## 【目的】

- 犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに県等の責務を明らかに
- 犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進
- 犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建の支援を行い、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進

## 【定義】

この条例において必要な用語を定義

- 犯罪等
- 犯罪被害者等
- 二次被害
- 民間支援団体

## 【基本理念】

- 犯罪被害者等の個人としての尊厳にふさわしい処遇が保障される権利が尊重されること。
- 犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている生活環境その他の事情に応じ適切に推進されること。
- 犯罪被害者等の心身の状況に応じた必要な支援が途切れることなく提供されること。

## 【責務】

## ➤ 県の責務

犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し実施

## ➤ 県民の責務

犯罪被害者等支援の必要性等についての理解、二次被害が生じることのないよう十分な配慮、県が実施する犯罪被害者等支援施策への協力に努める

## ➤ 事業者の責務

犯罪被害者等支援の必要性等についての理解、二次被害が生じることのないよう十分な配慮、県が実施する犯罪被害者等支援施策への協力に努める

## ➤ 民間支援団体の責務

犯罪被害者等の支援に関する知識及び経験を活用した犯罪被害者等支援、県が実施する犯罪被害者等支援施策への協力に努める

## II 推進体制の整備

## 【総合的な支援体制の整備】

犯罪被害者等支援を総合的に推進するための体制を整備

## 【推進計画】

犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を定める

## 【支援従事者の育成】

犯罪被害者等の支援に従事する者（支援従事者）に対して、研修等を実施

## 【支援従事者に対する支援】

支援従事者が犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受けることを防止するための研修等を実施

## 【民間支援団体に対する支援】

民間支援団体等の活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供等必要な施策を行う

## 【市町に対する支援等】

市町と協力して取組を進める。また、市町が設置する犯罪被害者等支援を総合的に行う窓口の体制の充実を図るための必要な支援を行う

## III 基本的施策

## 【相談及び情報の提供】

相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う

## 【経済的負担の軽減】

受けた被害による経済的負担の軽減を図る

## 【保健医療サービス及び福祉サービスの提供】

心身の状況等に応じた適切な保健医療サービスや福祉サービスを提供

## 【損害賠償請求に関する支援】

損害賠償請求訴訟に関し、情報の提供及び助言

## 【安全の確保】

安全を確保するため、一時保護、施設の入所等の保護、防犯指導等を行う

## 【居住の安定】

県営住宅への優先入居等を行う

## 【雇用の安定】

犯罪被害者等への就労支援、事業者へ情報提供等

## 【県民の理解の促進】

犯罪被害を考える週間を設定

## 【学校における教育の促進】

理解を深め、二次被害を防止するための教育を実施

# 三重県犯罪被害者等支援推進計画（第二期）の概要

## 計画の趣旨

犯罪被害者やその家族（犯罪被害者等）が受けた被害の早期回復・軽減、生活再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進するために定めた「三重県犯罪被害者等支援条例」に基づく犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画

- 平成31年 4 月 三重県犯罪被害者等支援条例
- 令和元年12月 三重県犯罪被害者等支援推進計画 第一期（令和2年度～令和5年度）

## 計画の基本方針

- 犯罪被害者等の基本的人権を重んじ、犯罪被害者等の立場に立った適切な支援が提供されること
- 犯罪被害者等の個々の事情・置かれている状況等に応じた犯罪被害者等に寄り添った支援が提供されること
- 犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が途切れることなく提供されること

## 計画の期間

令和6年度～令和8年度（3か年）

## 計画改定の基本的な考え方

現計画の取組成果と課題を検証し、残された課題、犯罪被害者等を取り巻く環境の変化・社会情勢の変化等をふまえ、有識者・関係機関の意見等を反映し改定

## 犯罪被害者等の置かれている状況

- 直接的被害…犯罪被害により命を奪われる、家族を失う、傷害を負う、財産を奪われる等
- 心身の不調…精神的ショックを受けることで不眠や食欲不振、場合によってはPTSDなどの持続的な症状の発症
- 生活上の問題…医療費・弁護士費用などの支出、休職・退職による経済的困窮、自宅を失う等、平穏な日常生活を失う
- 二次被害の問題…周囲の心無い言動、インターネット上の誹謗中傷、報道機関の過剰な取材等により精神的苦痛を受ける

## 具体的施策（重点施策）

### 性犯罪・性暴力への支援体制・広報啓発の更なる強化

#### みえ性暴力被害者支援センター「よりこ」の運営及び強化

- 被害の潜在化を防ぐための広報活動の強化
- PTSD治療に精通した精神科を含めた医療機関との連携、支援内容の充実

#### 学校現場における犯罪被害への対応力の強化

- 子どもの性犯罪・性暴力被害発生時の対応力及び被害の潜在化を防ぐための対応力向上と連携強化

### 総合的な支援体制の強化

#### 県・市町・関係機関・民間支援団体等の連携強化による総合的支援体制の強化

- 関係機関相互の連携による県全体で支援を提供できる体制づくり
- 市町の支援内容の充実

#### 犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修等の充実

- 支援従事者の対応力向上に向けた研修会の実施

### 県民理解の更なる促進のための広報啓発活動の強化

#### 「犯罪被害を考える週間」における広報啓発の実施 SNS等さまざまな広報媒体を活用した広報の強化

- 啓発週間による集中したイベント開催・街頭啓発と、あらゆる機会をとらえ、さまざまな媒体を活用した広報啓発の実施

#### 犯罪被害者等への支援に関する出前講座の実施

- 学校・事業者等幅広い層に対して、犯罪被害に遭った場合の配慮や二次被害防止への理解の促進

## 数値目標

重点取組	目標項目	現状値	目標値
性犯罪・性暴力への支援体制・広報啓発の更なる強化について	「～性犯罪・性暴力をなくそう～よりこ出前講座」の受講者数（累計）	2814人	延べ4,100人
総合的な支援体制の強化について	犯罪被害者等支援施策集等作成市町数	22市町	29市町
県民理解の更なる促進のための広報啓発活動の強化について	「犯罪被害者等が受ける二次被害」の認知度	83%	100%

三重県性暴力の根絶をめざす条例（概要）

構成	前文
前文 第1章 総則（第1条～第10条） 第2章 推進体制の整備（第11条～第14条） 第3章 基本的施策 第1節 性暴力の予防（第15条～第17条） 第2節 性暴力被害者等に対する支援（第18条～第21条） 第3節 性暴力のない社会の構築（第22条・第23条） 第4章 雑則（第24条・第25条） 附則	○人権が尊重され、誰もが安全に安心して暮らせる三重県を未来にわたり築くことは私たちすべての県民の願い ○性暴力は、被害者の心身や尊厳を著しく害する重大な人権侵害であり、決して許されないにもかかわらず、三重県における性暴力を受けた被害者からの相談件数は増加傾向にあり、依然として身近に存在 ○性暴力に対するすべての責任は加害者にあり、被害者には一切責任がないにもかかわらず、二次被害に苦しむ被害者や声を上げたくても上げられずに悩む被害者も存在 ○性暴力は、被害者の心身に深刻な影響を与え、回復に時間を要するため、被害の早期発見とともに、社会全体での途切れない支援が必要 ○特に子どもへの性暴力に対しては、社会全体で子どもを被害から守り、被害が生じた場合は、早期発見と支援が必要 ○過去、現在、未来のあらゆる性暴力を決して許さないという強い意思の下、性暴力を根絶しなければならない ○各主体が一体となって被害者等に寄り添い、性暴力のない三重県をめざすことで、すべての県民が安全に安心して暮らせる社会を実現を図る

第1章 総則

目的（第1条）	○性暴力の根絶及び性暴力被害者等への支援に関する施策（性暴力の根絶をめざす施策）に関する基本理念や基本となる事項を定め、県の責務を明らかにする ○性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るとともに、性暴力被害者等を支援することで、県民等が安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする
定義（第2条）	○性暴力 性犯罪、性的虐待、配偶者等性暴力、デートDV、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性的脅迫、デジタル性暴力、アスリート等盗撮その他特定の者の身体又は精神に対し、その者の同意（自由な意思により自発的に与えられるものに限る）がなく行われる性的な行為（その者に対する物理的な接触に限らない）をいう ○県民等 県民、県内で就労又は就学する者及び県内に滞在する者をいう ○性暴力被害者等 性暴力により害を被った県民等及びその家族をいう ○その他、性犯罪となる罪をはじめ、デートDV、セクシュアル・ハラスメント、性的脅迫、デジタル性暴力、アスリート等盗撮及び二次被害など本条例での基礎的かつ重要な用語を定義
基本理念（第3条）	○性暴力は個人の尊厳を著しく害する人権侵害であり、根絶していかなければならない ○性暴力被害者等を社会全体で支え、擁護することを第一とし、被害者等の意思及び立場を尊重 ○被害者等への差別や誹謗中傷を許さない社会を形成し、二次被害の防止に最大限配慮する ○必要な支援が迅速かつ的確に途切れることなく提供されるよう推進する ○子どもに対する性暴力は、社会全体で被害から守り、教育及び啓発を行い、性被害が発生した場合には、早期に発見し、子ども及びその家族を支援するため、各主体が連携協力する
県の責務（第4条）	○性暴力の根絶をめざす施策を策定し、実施する ○国、市町、民間支援団体その他の性暴力の根絶をめざす施策に関係する機関（関係機関）と相互に連携を図る ○性暴力被害者等への支援並びに性暴力の根絶に関する情報を収集し、活用する
県民等の役割（第5条）	○性暴力根絶、性暴力被害者等支援の必要性の理解に努め、性被害、二次被害の防止に配慮 ○性暴力に対して傍観することなく、性被害の早期発見・性暴力被害者等の支援に向けて主体的に取り組むよう努める ○県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努める
市町の役割（第6条）	○性暴力の根絶をめざす取組の推進、住民の理解促進に努める ○県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努める
学校等の役割（第7条）	○在籍する者に対する性暴力の防止、早期発見及び迅速かつ的確に対応する ○学校等における性暴力を防止するため、必要な措置を講ずるよう努める ○県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努める
事業者の役割（第8条）	○セクシュアル・ハラスメント等による性被害又は二次被害が生じないよう努める ○従業員が性被害又は二次被害を受けた場合、適切に対応するよう努める ○県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努める
医療機関の役割（第9条）	○証拠保全への協力、心理的な負担の軽減、性暴力被害者等に対する支援に関する情報の提供その他性暴力被害者等の状況に応じた適切な対応に努める
民間支援団体の役割（第10条）	○性暴力被害者等に対する支援に関する知識及び経験を活用し、支援する ○県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努める

第2章 推進体制の整備

推進体制の整備（第11条）	○性暴力の根絶をめざす施策を総合的かつ効果的に推進するとともに、当該施策の実施状況を確保するため、必要な体制を整備する
推進計画（第12条）	○性暴力の根絶をめざす施策を総合的かつ効果的に推進するために推進計画を定める ○推進計画には、基本方針、具体的施策その他必要な事項を定める
人材の育成及び支援（第13条）	○県、市町職員や施策の実施に携わる者に対し、性暴力被害者等に対する支援に関し必要な専門的知識及び技術について情報の提供その他の必要な施策を講ずる ○学校等に関する職務に従事する者に対し、性暴力の防止、適切な対応に関する知識・技術、相談窓口との連携方法等について、情報の提供その他の必要な施策を講ずる ○性暴力被害者支援従事者に対し、心理的外傷防止のために必要な施策を講ずる ○民間支援団体に対し、情報提供、助言等その他の必要な施策を講ずる
市町に対する支援（第14条）	○市町の取組推進に当たっては、情報の提供、助言その他必要な支援を行う

第3章 基本的施策

第1節 性暴力の予防

予防教育等の推進（第15条）	○公立学校において、性暴力の根絶に資する総合的な教育・啓発を行うよう努める ○国立、私立学校等は県及び市町に準じて、必要な取組を行うよう努める
県民等の理解の促進と気運の醸成（第16条）	○性暴力根絶、二次被害防止に向け、県民等の理解の促進に必要な施策を講ずる ○条例の趣旨を周知し、性暴力根絶に向けた気運の醸成を図る
性暴力の根絶をめざす月間（第17条）	○性暴力の根絶をめざす月間を設定し、理解促進・気運醸成に向け集中的に取り組む ○性暴力の根絶をめざす月間は、11月とする

第2節 性暴力被害者等に対する支援

総合的な相談体制の整備等（第18条）	○専ら性暴力被害者等に対する支援を行う総合的な窓口を設置し、相談及び支援を行う ○あらゆる相談者からの相談に応じるために必要な措置を講ずる ○相談に当たっては、相談者の意思・立場を尊重し、秘密の保持に必要な注意を払う
早期発見及び早期対応（第19条）	○県は、県民等が直ちに総合的な窓口で相談できるよう必要な措置を講ずる ○県は、性被害を受けた者の意思を尊重の上、迅速な証拠保全と早期の適切な支援がなされるよう警察、医療機関その他の関係機関と連携を図る ○子どもに対する性暴力に対し、早期発見・適切な対応に必要な施策を講ずる
性暴力被害者等に対する支援（第20条）	○県は、性暴力被害者等からの相談に適切に対応し支援を行うため必要な措置を講ずる（相談・情報提供・助言、支援制度・専門機関の紹介、警察等への付添、医療的な緊急対応・証拠保全の援助、心理負担の軽減・精神医学的支援、法的支援） ○県は、支援が迅速かつ的確に行われるよう関係機関と緊密に連携する
三重県犯罪被害者等支援条例への委任（第21条）	○性暴力被害者等に対する支援については、この条例に定めるもののほか、三重県犯罪被害者等支援条例の定めるところによる ○支援条例に定める施策の実施に当たっては、性被害の特性に応じた配慮を加える

第3節 性暴力のない社会の構築

性暴力の再発防止（第22条）	○性暴力加害者又はその家族の求めに応じ、再発防止・社会復帰に必要な支援に努める ○加害者が子どもの場合は、発達段階に応じた再発防止に必要な支援を行うよう努める
性暴力が発生しない環境づくり（第23条）	○県、市町、学校等及び事業者は、性暴力が発生しない環境づくりに努める ○県は、性暴力が発生しない環境づくりに必要な施策を講ずる

第4章 雑則

個人情報の保護（第24条）	○性暴力の根絶をめざす施策の推進に当たって取得した個人情報を適切に管理するとともに、その目的以外に使用してはならない
財政上の措置（第25条）	○性暴力の根絶をめざす施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める
施行日（附則）	公布の日

## 9 交通安全対策の推進について

くらし・交通安全課

### 1 現状

交通事故防止に向け、「三重県交通安全条例」や「三重県交通安全計画」に基づき、関係機関等と連携し、四季の交通安全運動等による広報・啓発活動や交通安全教育をとおして、交通安全意識および交通マナーの向上を図っています。

また、飲酒運転の根絶に向け、「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」および「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす基本計画」に基づき、関係機関等と連携し、規範意識の定着と再発防止に取り組んでいます。

### 2 課題

県内の交通事故死者数は長期的に減少傾向が続く中、令和7年は統計が残る昭和29年以降最少となった前年に続いて2番目に少ない59人となりました。しかし、依然として多くの尊い命が交通事故で失われていることから、交通事故死者数に占める高齢者や交通弱者（歩行中、自転車乗用中）の割合が高いなどといった交通事故実態をふまえた対策を推進していく必要があります。

また、令和8年4月から自転車の交通違反に対する交通反則通告制度（青切符）が導入されたことから、一層のルール遵守と安全意識の向上が求められるとともに、今後普及が見込まれる特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の安全利用も促進していく必要があります。

さらに、令和7年の飲酒運転による人身事故件数は前年と同数の41件となっており、飲酒運転の根絶に向けて規範意識の定着と再発防止を図る取組を強化していく必要があります。

表1 死傷者数等の推移 ※暦年

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
人身事故件数	6,038	5,441	4,687	3,647	2,966	2,722	2,917	2,976	2,724	2,530
死傷者数	8,258	7,199	6,223	4,763	3,805	3,400	3,698	3,833	3,380	3,094
死者数	100	86	87	75	73	62	60	66	46	59
高齢者の死者数	52	37	57	42	39	40	41	33	25	33

表2 飲酒運転人身事故件数等の推移 ※人身事故件数は暦年

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
人身事故件数	36	34	42	36	37	28	42	32	41	41
受診率 〈%〉 ※年度	37.8	42.0	46.8	47.3	51.2	55.4	59.0	58.6	56.6	52.4

※受診率：飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する年度ごとの受診率。

R7年度分は令和8年3月末現在の暫定値（確定は令和8年7月の予定）

### 3 今後の取組方向

交通事故防止に向けて、県内の交通事故実態等をふまえ「第12次三重県交通安全計画」を策定し、国、関係機関・団体と一体となって交通安全対策を推進します。四季の交通安全運動等により広報啓発活動（交通安全イベントの開催、ラジオによる広報等）を展開するとともに、「三重県交通安全研修センター」において、子どもから高齢者まで世代に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。

また、自転車および特定小型原動機付自転車の安全利用を促進するため、「三重県自転車安全利用条例（仮称）」の制定に向けた検討を進めます。

飲酒運転の根絶に向けて、「第4次三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす基本計画」を策定し、幅広く県民の皆さんへ「飲酒運転は絶対にしない、させない、許さない」ことを周知するため、さまざまな広報媒体等を活用した啓発に取り組むとともに、関係機関・団体と連携しながら飲酒運転防止教育に取り組みます。加えて、飲酒運転防止の相談窓口において、違反者や家族に助言・指導を行うとともに、アルコール依存症に関する正しい知識の普及や指定医療機関の追加等、受診しやすい環境整備に向けて関係機関と連携した取組を進めます。

## 10 消費生活の安全確保について

くらし・交通安全課

## 1 現状

消費者を取り巻く社会環境は絶え間なく変化しており、昨今の急速なデジタル化の進展・AI等の技術の発展、高齢者人口・高齢者単身世帯の増加に関連して、さまざまな消費者トラブルの発生が懸念されています。

県では、「三重県消費者施策基本計画」（令和7年度～令和11年度）に基づき、市町等さまざまな主体と連携しながら、消費生活相談や消費者教育・啓発、事業者指導に取り組むとともに、市町における消費生活相談の充実に向け支援してきました（表1）。

令和7年度の県消費生活センターの相談件数については、1,950件であり（表2）、うち60歳以上の方からの相談が約4割を占めており、相談内容としては、通信販売の相談が、全体の約4割を占めています。なお、市町を含めた県全体の相談件数は、約1万件となっています。

事業者への指導等実績としては、景品表示法に違反した業者に対し、令和8年2月に、三重県として初の事例となる行政処分（措置命令）を行いました。

表1 市町の相談体制の状況

項目	内容
消費生活相談窓口の設置	全29市町
消費生活センターの設置	7市3町 津市、松阪市、鈴鹿市・亀山市 <sup>※1</sup> 、 伊勢市・鳥羽市・志摩市・玉城町・大紀町・南伊勢町 <sup>※2</sup> ※1 鈴鹿市・亀山市は鈴鹿亀山地区広域連合で1センターを設置 ※2 鳥羽市・志摩市・玉城町・大紀町・南伊勢町は伊勢市センターに事務委託（事務協定）
消費生活相談員の配置	12市5町：上記消費生活センターを設置する7市3町および四日市市、桑名市、名張市、いなべ市、伊賀市、東員町、明和町

表2 三重県消費生活センターにおける相談件数（単位：件）

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
受付件数	2,114	1,793	1,817	1,803	1,950
対前年増減	▲203	▲321	24	▲14	147
増減率	▲8.8%	▲15.2%	1.3%	▲0.8%	8.2%
うち問合せ等を除く件数	2,024	1,703	1,723	1,711	1,890
60歳以上の相談	800	684	682	753	771
全体に占める割合	39.5%	40.2%	39.6%	44.0%	40.8%
通信販売の相談	799	674	694	651	760
全体に占める割合	39.5%	39.6%	40.3%	38.0%	40.2%
県全体の受付件数	9,982	10,532	10,324	10,028	10,854

注：60歳以上及び通信販売の相談件数および割合は、問合せ等を除いた件数に係る数値

## 2 課題

県消費生活センターは、県内消費者行政の中核センターとしての役割が期待されており、相談員の担い手不足や高度化・複雑化する相談への対応、市町における相談体制の整備・充実に向けた取組が求められています。また、急速なデジタル化や高齢者人口の増加等の社会環境をふまえた消費者教育・啓発の充実とともに、事業者に対する指導・啓発に取り組んでいく必要があります。

## 3 今後の取組方向

### (1) 消費生活相談体制の充実

県消費生活センターの相談体制の充実のため、相談員の確保に向けた担い手の掘り起こしや相談員の育成、高度化・複雑化する相談に対応するための体制整備、市町支援の強化に取り組めます。

具体的には、県内民間企業等に対し消費生活センターや相談員業務のPRを行い相談員候補者を発掘するとともに、県消費生活センターに相談修習生を新たに配置し、実務訓練を通じて計画的に育成し就業を促進します。

また、SNSを通じたトラブルへの対応などの専門知識を有する特定領域相談対応員を新たに配置します。

さらに、市町支援員を新たに配置し、市町巡回指導や市町相談員からの問い合わせなどに対応するとともに、市町相談員等を含めた勉強会の充実を図るなど、県内市町の相談体制への支援を強化します。

### (2) 消費者教育・啓発の推進

市町や消費者団体、事業者団体等のさまざまな主体と連携し、子どもから高齢者に至る各世代の特性に適した方法で、消費者トラブルの未然防止・拡大防止に向けた取組を推進します。

特に、若年者の消費者教育については、成年年齢の引き下げに伴う消費トラブルの未然防止に向け、学校等の教育機関との連携を強化し、若年者の参画を得ながら消費者教育・啓発を実施するとともに、若年者を見守る保護者等への注意喚起を行っていきます。また、大学生等が消費者教育の担い手となる「学生消費者リーダー」を育成します。

高齢者等の消費者トラブルの防止に向けては、引き続き地域における啓発の担い手として活動する「消費者啓発地域リーダー」の養成・育成に取り組むとともに、新たに高齢者向けスマートフォン消費者被害防止講座を開催します。

さらに、社会問題となっているカスタマーハラスメントの防止に向けた教育・啓発を進めていきます。

加えて、人や社会、地域、環境に配慮した消費行動であるエシカル消費の意識の定着を図るため、SNSの活用やイベント等への出展など普及啓発に取り組むとともに、エシカル消費にかかる庁内連絡会議の開催や企業等と連携したフェアトレード商品の認知度向上に向けた取組を進めていきます。

### (3) 事業者への指導の徹底

「特定商取引に関する法律」、「不当景品類及び不当表示防止法」等に基づき、的確に事業者指導を行うとともに、適正な商取引や商品等の表示に向けた事業者の自主的な取組を支援します。

第1章「三重県消費者施策基本計画」策定の考え方

三重県消費者施策基本指針は、消費者基本法第4条「地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の社会的、経済的状况に応じた消費者政策を推進する責務を有する」及び三重県消費生活条例第3条「県民の消費生活の安定及び向上を図るために必要な消費者施策を策定し、及びこれを実施するもの」に基づき、消費者施策を計画的に展開していくために策定

第2章 消費者を取り巻く現状と課題

- 本県の高齢者（65歳以上）人口の割合は、令和2年29.9%、令和22年には37.4%（推計）  
高齢者世帯に占める一人暮らし世帯の割合は、令和2年30.6%、令和22年には37.6%（推計）
- 民法改正による成年年齢引き下げにより18,19歳の若年者が保護対象外となった
- スマートフォンを保有している世帯の割合は、令和5年度には90.6%まで増加
- 令和6年12月末時点の外国人住民数は、66,836人と過去最多を更新（県内総人口に占める外国人住民の割合：3.82%）

＜現行指針の課題＞

第1項 自主的かつ合理的な消費行動への支援  
(消費者教育推進計画)

- ①18,19歳からの儲け話（副業）や美容（脱毛エステ）等に関する相談が依然として高位
- ②60歳以上からの相談が全体の約4割と高位、外国人住民の増加に伴い、外国人からの相談が増加
- ③教育機関のみならず、地域や職域での消費者教育の実施
- ④投資詐欺等に騙されないための金融リテラシー向上
- ⑤カスタマーハラスメントの対応
- ⑥エシカル消費の認知度が34.9%と不十分

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

- 実際のものより著しく優良と誤解させるような表示など、消費者に誤解を招く不適切な表示などが依然として存在

第3項 消費者被害の防止・救済

- ①複雑化する各種相談への適切かつ迅速な対応
- ②外国人住民の増加に伴い、外国人からの相談が増加（再掲）
- ③市町における相談体制の充実（消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）設置自治体は3市1町のみ）
- ④SNS型投資・ロマンス詐欺等特殊詐欺の消費者被害の増加

改定のポイント（主な変更点）

① 高校生期における消費者教育の推進、教職員の指導力向上

青少年消費生活出前講座の実施強化、教職員に対する消費者教育にかかる研修の受講促進

② 高齢者や障がい者等に対する消費者教育の推進、外国人に対する消費者教育の推進

社会福祉協議会や地域包括支援センター等への働きかけ、高齢者への出前講座等の実施強化、多言語行政生活情報ホームページ（MieInfo）を活用した情報発信、多言語に対応した出前講座やチラシ作成等による啓発の強化

③ 「消費者啓発地域リーダー」の養成、事業者における消費者教育の推進

大学生等が消費者教育の担い手となる学生消費者リーダーの育成、企業における消費者教育を支援

④ 【新規】金融リテラシー向上に向けた消費者教育の推進

三重県金融広報委員会と連携し、J-FLEC(金融経済教育推進機構)による金融経済教育の促進

⑤ 【新規】カスタマーハラスメント防止に向けた対策

事業者側に適正な内容・方法で意見を伝えるためのポイント等について出前講座等による消費者教育・啓発を実施

⑥ 社会的課題に配慮した消費行動の促進

エシカル消費の認知度向上に向けた、環境関連イベント等への出展などをとおした普及啓発を推進

● 商品・サービスの適正な表示の確保

事業者に適正な表示を行うよう行政処分や指導を行うほか、景品表示法に基づく事業者への調査を実施し、消費者を不当に惑わす表示を規制するとともに、ステルスマーケティングに対する監視を強化

① 【新規】相談体制のDX化

相談者の利便性向上（Webによる相談予約、メール相談等の相談手法の多様化など）および相談員の業務支援（同様の相談対応事例の自動表示など）による消費生活相談体制の充実

② 国際化の進展への対応

「みえ外国人相談サポートセンター(MieCo)」において外国人住民等からの相談を受付

③ 市町の消費生活相談体制充実のための支援と連携

「三重県消費生活相談員人材バンク」による相談員の人材確保や広域連携等も含めた市町消費生活センターの設置を促進

④ 【新規】特殊詐欺等被害防止対策の推進

特殊詐欺等被害を未然防止するための啓発を推進するとともに、関係機関と連携した被害防止対策を強化

第4章 消費者行政の総合的・効果的推進

- 市町における消費者施策の取組にかかる情報発信力およびイベント等における集客力が低迷
- 計画の進捗状況を把握し、実効性を評価する指標がない

● 市町との連携と支援

消費者月間等において、県と市町で啓発イベント（大型商業施設での街頭キャンペーン等）を共同で開催するなど、市町との連携を強化

● 【新規】進行管理

みえ元気プランに記載のKPIに加え、多様化・複雑化する課題に対応するための評価指標を設定

評価指標一覧（一部抜粋）	現状値 (R6)	目標値 (R11)
高齢者等を中心とした消費者トラブルの未然防止に向けた情報発信回数	32回	48回
エシカル消費の認知度	—※	50.0%
景品表示法に係る調査件数	5件	12件
消費生活相談員等勉強会の参加者数	331人	360人

※令和6年度に実施した県電子アンケート（e-モニター）におけるエシカル消費の認知度は34.9%



## 11 三重県環境基本計画に基づく環境施策の推進について

環境生活総務課

「三重県環境基本計画」（以下「環境基本計画」）は、「三重県環境基本条例」に基づき、三重県の環境の保全に関する取組の基本的な方向を示すマスタープランとして位置づけられており、2020年（令和2年）3月に、議会の議決を経て全面的な改定を行いました。

改定後の環境基本計画では、目標年度を2030年度とし、SDGsの考え方も取り入れながら、図に示す5つの環境施策パッケージ（「I 低炭素社会の構築」「II 循環型社会の構築」「III 自然共生社会の構築」「IV 生活環境保全の確保」「V 共通基盤施策」）に記載の主な取組等を各施策に関連する個別計画に基づき推進することで、「スマート社会みえ（環境、経済、社会の統合的向上が図られた持続可能な社会）」の実現をめざすこととしています。

なお、環境基本計画の施策ごとの主な取組の成果や課題等については、年次報告書（三重県サステナビリティレポート）としてとりまとめ、三重県環境審議会および県議会に報告するとともに、県ホームページで公表します。



図 環境基本計画に基づく施策体系図

参考：各施策に関連する主な個別計画

施策Ⅰ：三重県地球温暖化対策総合計画（令和3年3月策定、令和5年3月改定）

施策Ⅱ：三重県循環型社会形成推進計画（令和8年3月策定）

施策Ⅲ：みえ生物多様性推進プラン（第4期）（令和6年3月策定）

施策Ⅳ：第9次水質総量削減計画（令和4年10月策定）

# 【概要版】三重県環境基本計画 ～ 持続可能な「スマート社会みえ」をめざして～

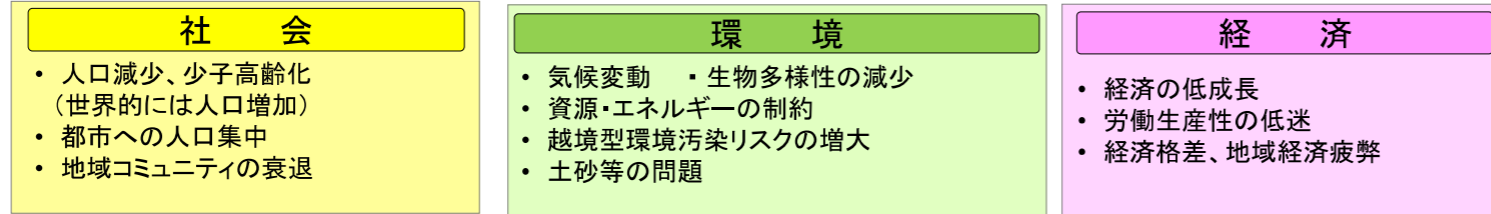
別紙

第1章 計画の基本的事項

## 【計画策定の趣旨・目標年度】

- 環境の保全に関する取組の基本的な方向を示すマスタープランであり、前回の計画(2012年版)策定時から環境を取り巻く状況が大きく変化していることなどから、前倒しで改定(2020年3月)。
- 目標年度: 2030年度(SDGs目標年およびパリ協定に基づく日本の中期目標年度と整合)

## 【環境を取り巻く情勢】



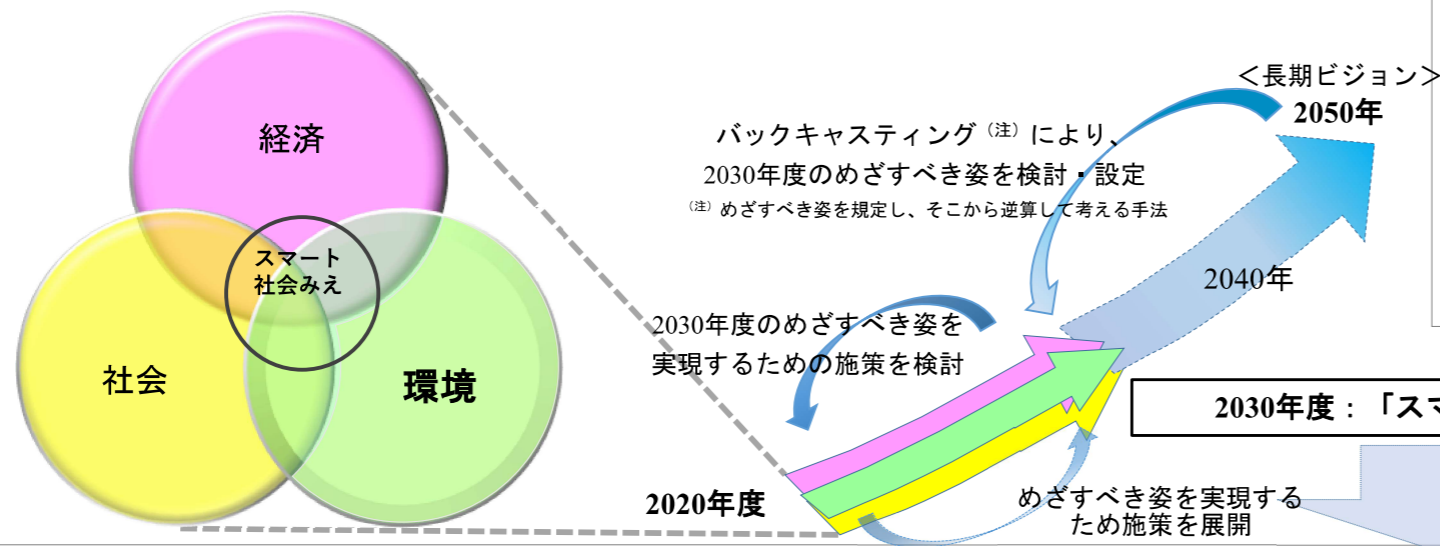
環境問題は経済・社会問題と密接に関連

複合的課題に対応し、環境、経済、社会の統合的向上をめざす。

## 【現行の環境基本計画にもとづく取組の総括と今後の展望】

- ・ 大気・水質等に係る生活環境は大きく改善している。
- ・ 今後の環境行政には、大気・水環境等の分野における課題解決のため従前からの各種規制や環境活動等の取組が引き続き求められるとともに、気候変動や生物多様性の減少、プラスチック問題等の新たな環境問題の課題解決に寄与するものでなければならない。
- ・ 経済・社会問題解決に貢献できる環境施策が求められており、持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けた取組等の推進が求められている。

## 【基本方針】めざすべき持続可能な社会







## 2050年: 自律的かつレジリエント(強靱)なより高位の持続可能な社会

- ・ 多様な主体間の協創を通じた分野横断的な取組により、環境、経済、社会の統合的な向上が実現している社会
  - ・ 新たな課題等に対し、迅速かつ柔軟にイノベティブな解決策を見出し実践できるような自律的かつレジリエント(強靱)な課題解決型社会
- > 再生エネの導入や省エネ化とともに、二酸化炭素回収有効利用(CCU)等の技術導入等が進められた「脱炭素社会(県域からの温室効果ガスの排出量が実質ゼロとなる社会)」を実現  
 【参考】国の「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」における目標: 今世紀後半のできるだけ早期に脱炭素化を実現することをめざすとともに、2050年までに80%の温室効果ガスを削減  
 > 資源生産性が究極的に改善され、資源投入量・廃棄物量が極限まで抑制された「循環型社会」を実現  
 > 自然環境等の地域資源を最大限に活用した「自然共生社会」を実現  
 > 健全で恵み豊かな環境を継承している社会を実現

**S**ustainability (持続可能性)  
**M**ultiplication (= Innovation) (“掛け算”の発想に基づいたイノベーション)、  
**A**ctive Citizen (アクティブ・シチズン)、**A**utonomy (自律性)、  
**A**gility (時勢に遅れない、また時勢を先取りした対応の迅速性、機敏性)  
**R**esilience (レジリエンス、強靱性)  
**T**ransformation (目標の実現に向けた変革)

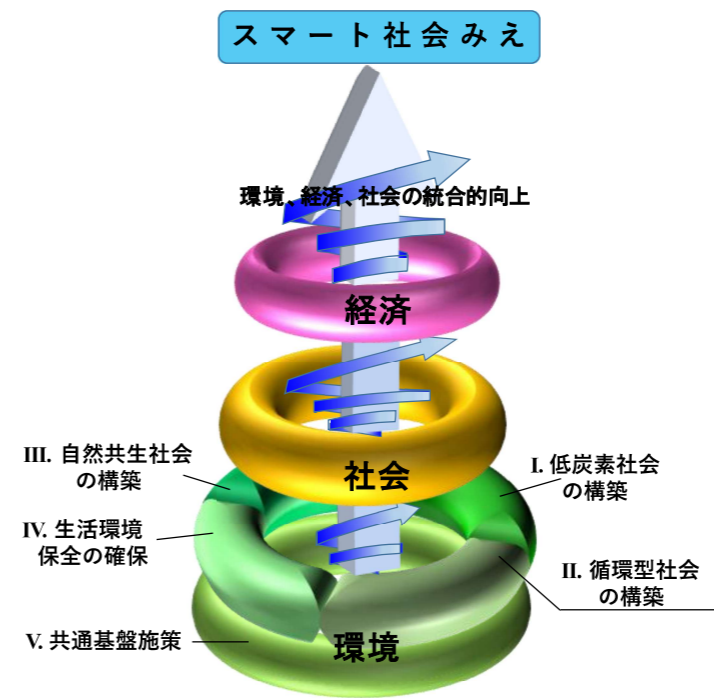
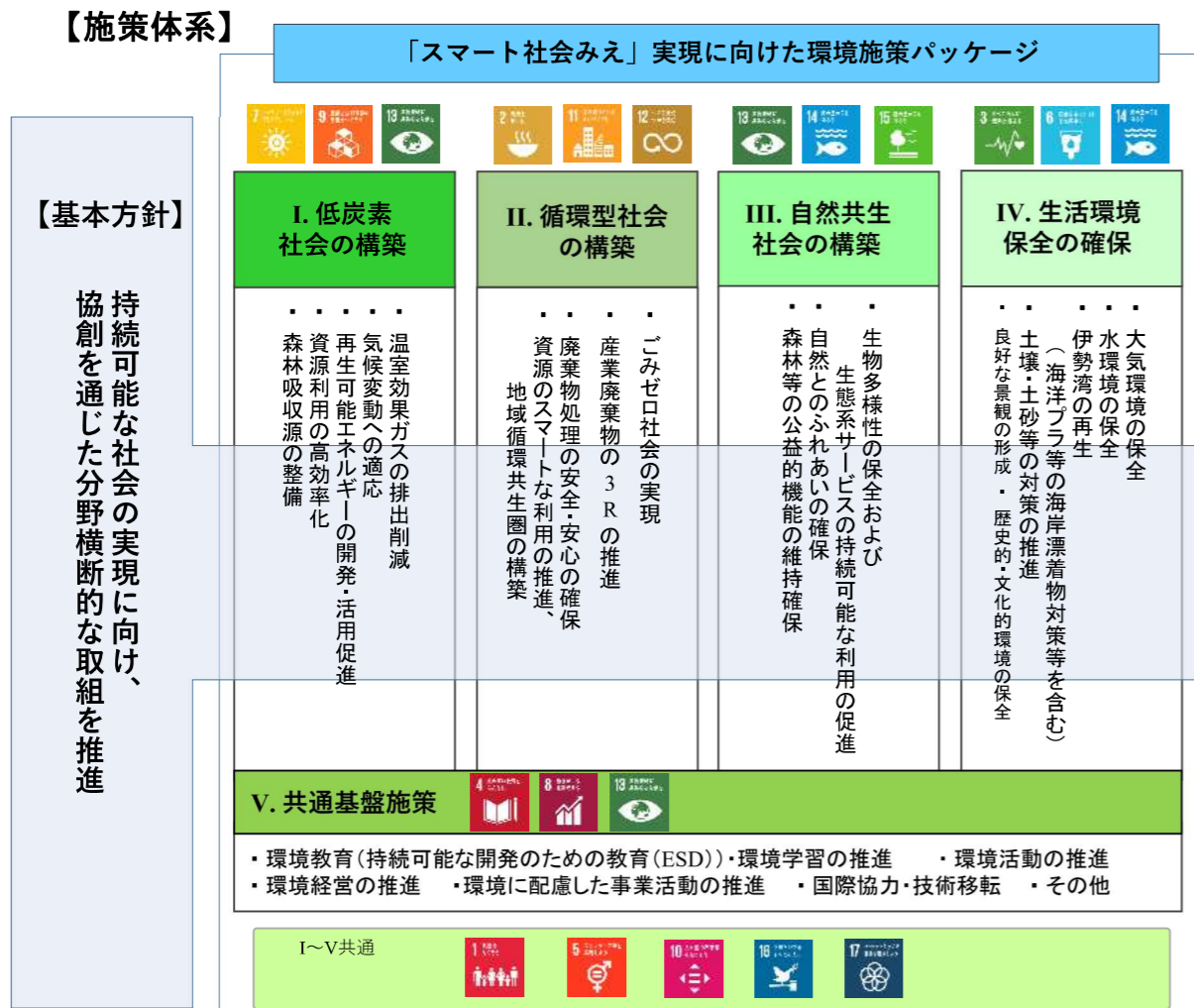
## 【2030年度のめざすべき持続可能な社会: 「スマート社会みえ」】

<b>I 低炭素社会</b>	<b>II 循環型社会</b>	<b>III 自然共生社会</b>	<b>IV 生活環境保全が確保された社会</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動対策として、温室効果ガスの排出削減と吸収源に関する「緩和策」や、気候変動が一定進行することへの「適応策」が着実に進み、長期ビジョン(2050年目標)で掲げる「脱炭素社会」の実現につながるような「低炭素社会」を構築</li> <li>再生可能エネルギーの導入、イノベーションの創出や活用を通じて、低炭素社会を実現</li> <li>Society 5.0の実現により、生活の快適性や産業の生産性の向上が図られるとともに、イノベーション・エコシステムの構築が進められ、資源効率・炭素生産性の高い社会を実現</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の不法投棄等の不適正処理がなく、適正処理が徹底され、県民が安心して快適に暮らせる社会を実現</li> <li>ライフサイクル全体で、資源の有効利用、資源循環の促進等が図られ、廃棄物の発生・排出が極力抑制された資源生産性の高い循環型社会を実現</li> <li>排出された廃棄物は、地域の資源として最大限活用しつつ、近接する地域間で互いの特性に応じて資源を補完し支え合う「地域循環共生圏」を形成</li> </ul>  <p>(写真)「三重県プラスチックスマートアクション」: プラスチックごみ対策のさらなる推進のため、三重県庁自ら、プラスチックスマート(注)な活動(マイバッグ・マイボトル運動を推進等)を行っています。 (注)ワンウェイプラスチックの排出抑制や分別回収の徹底など、プラスチックと賢く付き合うことを意識して行動すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民一人ひとりや事業者が生物多様性の重要性を認識し、暮らしの中や事業活動において生物多様性に配慮した行動がとられている社会を実現</li> <li>地域の自然環境等に基づく「生態系サービス」の持続可能な活用が促進され、快適で豊かな社会を実現</li> <li>グリーンインフラの整備が促進されるなど、自然環境の有する機能を活用することによって、快適性や災害等に対するレジリエンス(強靱性)の向上が図られた社会を実現</li> </ul>  <p>(写真提供) (公社)三重県観光連盟</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>きれいな大気・水環境等が保全されることなどにより、県民が安全・安心で、快適な生活を営める社会を実現</li> <li>県民が健全で恵み豊かな環境を享受することができる社会を実現</li> </ul> 

第2章 計画策定の方向性

# 【概要版】三重県環境基本計画

## 第3章 施策体系と施策内容



**【環境施策の展開において重要となる視点】**

視点1: 環境、経済、社会の統合的向上  
 視点2: 協創(パートナーシップ)によるアプローチ  
 視点3: イノベーションの促進・活用(多様な異種要素の“掛け算”による新たな価値創造)

(注) 「スマート社会みえ」とは、2030年度のめざすべき持続可能な社会のことであり、詳細については、表面を参照のこと。

## コラム (取組事例紹介)

- 施策「I 低炭素社会の構築」に関連する取組事例**
- 新電力事業を通じたエネルギーの地産地消の取組
    - 地域資源の活用(廃棄物発電)
    - × 自治体出資型の新電力事業
    - × エネルギーの地産地消
    - = 低炭素化の推進・地域活性化の推進
  - 松阪市内におけるICT等を活用した持続可能な次世代型農業の実践例
    - ～ 未利用エネルギー等を有効利用し、IoT、LED等の技術を導入した植物工場の構築 ～
    - 農業 × ICT・IoT × 未利用エネルギーの活用
    - = 生産性(収量)の向上、安定供給
    - 収益性の改善・競争力強化・低炭素化
    - 働き方改革(従業員満足度の向上等)



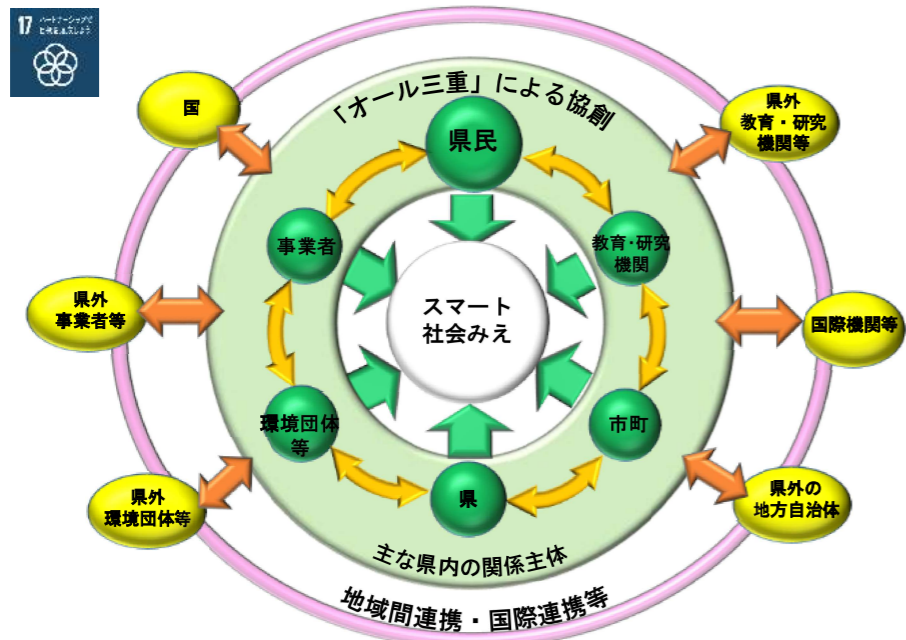
- 施策「II 循環型社会の構築」に関連する地域循環共生圏の形成に係る取組事例**
- 異種事業者間の連携を通じた食品資源の循環利用の取組
    - ～ 酒粕を原料としたエコフィード(飼料)で育ったブランド豚肉の開発～
    - 食品製造(清酒製造)業
    - × 資源の地域循環 × 畜産農(養豚)業
    - = 廃棄物の削減・関係事業者の経営改善・競争力強化
  - 伊勢市内の老舗料理店におけるAIを活用した食品ロス削減の取組
    - 飲食業 × AI(人工知能)
    - = 顧客の利便性・満足度の向上・食品ロスの削減
    - 収益性の改善・働き方改革(従業員満足度の向上等)

- 施策「III 自然共生社会の構築」に関連する取組事例**
- 鳥羽市・神島の自然環境資源等を活用し、島の子もたちが主役となって取り組むエコ・ツアー「神島っ子ガイド」
    - 豊かな自然環境資源
    - × 地域資源を活用した観光振興、環境教育・学習
    - = 自然環境保全の普及・啓発
    - 体験型総合学習の推進・地域振興(過疎対策)



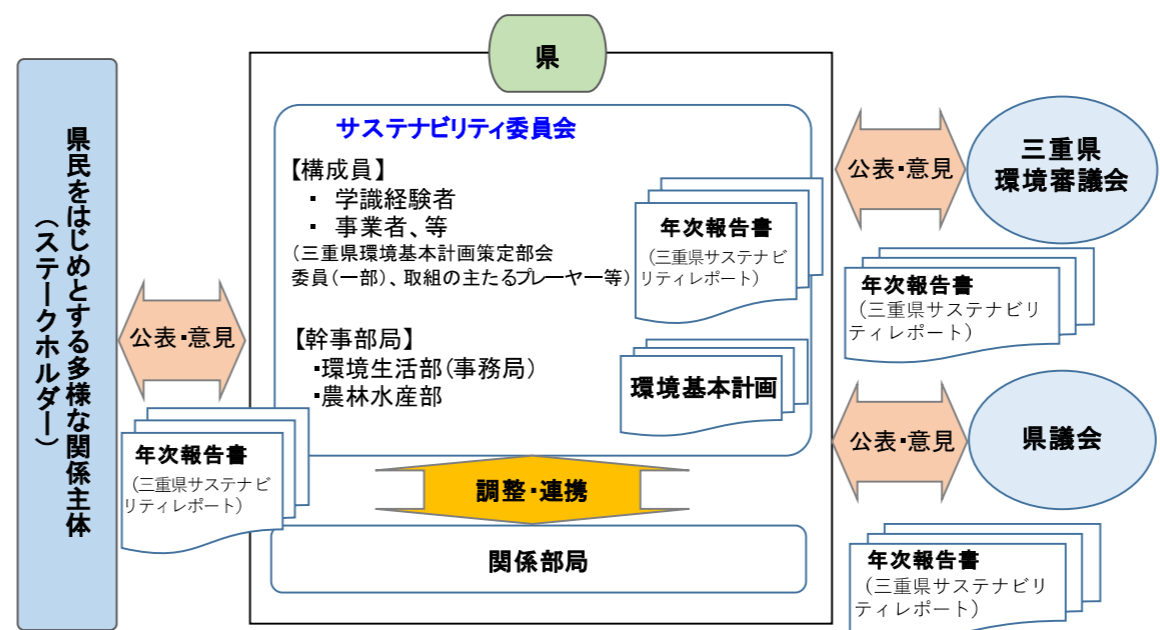
## 第4章 計画の推進

### 計画の推進イメージ (さまざまな主体との協創)



県民をはじめとするさまざまな主体と協創しながら、オール三重での計画の着実な実施に向けた取組によって、「スマート社会みえ」の実現をめざす。

### 推進体制および進行管理



県民をはじめとする多様な関係主体(ステークホルダー)

- サステナビリティ委員会において計画の進行管理を行う。
- 年次報告書(三重県サステナビリティレポート)を三重県環境審議会および議会に報告し、公表するとともに、サステナビリティ委員会における進行管理に活用する。

## 12 脱炭素社会の実現について

### 地球温暖化対策課

#### 1 現状

国においては、2050年までに脱炭素社会の実現をめざすこととし、2021年（令和3年）10月、「地球温暖化対策計画」において、2030年度における温室効果ガスの排出量を2013年度（基準年度）比で46%削減とする目標を掲げ、さらに2025年（令和7年）2月、同計画を改定し、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある目標として、2035年度、2040年度において、それぞれ60%、73%削減することを目指し、脱炭素社会の実現に向けた動きを加速させています。

県においては、2019年（令和元年）12月に「ミッションゼロ 2050 みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」を宣言し、県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロをめざすとともに、2023年（令和5年）3月に、「三重県地球温暖化対策総合計画」（以下「総合計画」）を改定し、県域から排出される温室効果ガスを2030年度において基準年度比47%削減、県の事務事業により排出される温室効果ガスを52%削減とする目標を掲げ、具体的な削減に向けた取組を推進しています（図1）。

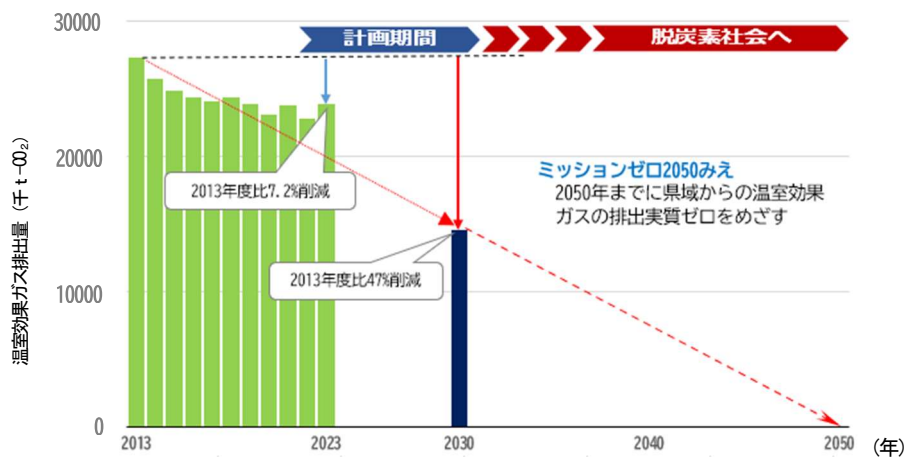


図1 2030年度に向けた削減目標と2050年に向けた削減イメージ

なお、県域からの温室効果ガス排出量（吸収源活動による吸収量を含む）は、直近の確定値である2023年度で基準年度比7.2%減となっており、二酸化炭素排出量部門別構成比では、産業部門が約56%を占めています（図2）。

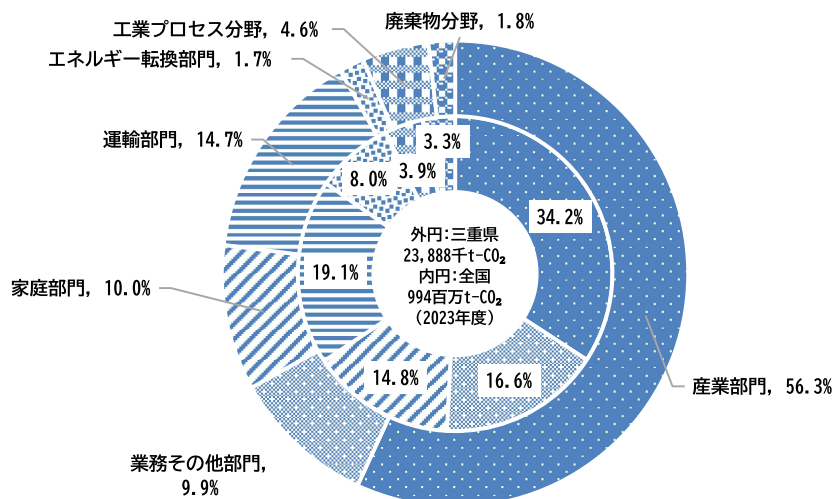


図2 三重県および国における二酸化炭素排出量の部門別構成比（2023年度）

## 2 課題

- (1) 脱炭素社会の実現に向け総合計画の目標を達成するため、県民の皆さん、事業者、市町などさまざまな主体と連携した取組を加速させるとともに、事業者の自主的な取組を促進する必要があります。県自らも県有施設への再生可能エネルギーの導入等の温室効果ガス排出削減に係る積極的な取組が求められています。
- (2) 気候変動影響は避けられない状況であり、被害を最小化あるいは回避し、安全・安心で持続可能な社会を構築するために、気候変動やその影響を把握し発信することで、それぞれの主体における熱中症対策を含めた「適応」の取組を促進する必要があります。
- (3) 環境への負荷が少ない持続可能な社会の実現に向け、引き続き、四日市公害の歴史等をふまえて、気候変動など近年の課題も含め、環境教育・環境学習に取り組む必要があります。
- (4) 太陽光や風力等の再生可能エネルギー発電施設の導入については、脱炭素社会の実現に資するものですが、大規模な開発を伴う事業は、自然環境や生活環境に影響が生じる可能性があるため、適切な環境配慮が行われる必要があります。
- (5) 2025年（令和7年）2月の閣議決定により改定された国の「地球温暖化対策計画」の内容をふまえて、総合計画の必要な見直しを行う必要があります。

## 3 今後の取組方向

### (1) 気候変動の緩和の取組の促進

脱炭素社会の実現に向け、国が進める「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（デコ活）」の県内での展開と定着を図るため、事業者、市町、三重県地球温暖化防止活動推進センター等と連携し、「みえデコ活」を推進します。また、自家消費型太陽光発電設備等の設置費補助等の支援を行い、社会実装につなげます。

事業者の自主的な温室効果ガス削減取組を促すため、「三重県地球温暖化対策推進条例」に基づき、地球温暖化対策計画書の進捗状況や脱炭素への取組状況についてヒアリング調査等を行うとともに、脱炭素経営に取り組む事業者に対して、中長期的な温室効果ガス排出削減目標の設定等の支援を行います。

県の事務事業における温室効果ガス排出削減対策として、県有施設に自家消費型太陽光発電設備を、公用車に電気自動車を導入し、使用電力の脱炭素化と電気自動車の運行に太陽光発電による電力を活用するゼロカーボンドライブの取組を進めます。また、将来を担う子どもたちに、県環境学習情報センターで体験型展示を導入することでペロブスカイト太陽電池にふれる機会を創出し、今後の利用拡大に向けた普及啓発を行います。

なお、総合計画の進捗状況等については、県民、事業者、有識者等で構成する「三重県地球温暖化対策総合計画推進委員会」において評価し、進行管理を行います。

### (2) 気候変動適応の取組の促進

本県の気候変動やその影響について、三重県気候変動適応センターを拠点とし情報収集・整理および分析を行い、気候変動影響や適応に関する県民の皆さんの理解を深めるための取組を進めるとともに、市町と連携し熱中症対策に取り組みます。

**(3) 環境教育・環境学習の推進**

県環境学習情報センター等において、知識だけでなく体験を通じて、環境問題への気づき、環境配慮への行動を促進するような環境教育・環境学習に取り組むとともに、展示設備のリニューアルに向けた検討を進めます。

また、三重県誕生 150 周年と併せて、子どもたちが楽しみながら環境について学べる啓発イベントを開催します。

**(4) 事業者による環境配慮の促進**

環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な開発事業については、「環境影響評価法」および「三重県環境影響評価条例」に基づき、事業者の環境配慮の取組を促進します。

また、県では、令和 7 年 10 月に地域との共生が図られた再生可能エネルギー（太陽光発電）の導入に向けて、大きく 2 つの方向（指導・規制等の方策と持続的な森林保全）で対応していくこととしました。このことから、太陽光発電施設の設置に関して、令和 7 年 12 月 25 日に三重県環境審議会に諮問し検討を始め、令和 8 年 3 月 12 日、同審議会において県の示した三重県環境影響評価条例の適用拡大の方向性（案）について了承を得ました。

今後は、夏頃に開催予定の三重県環境審議会と同条例の適用拡大に係る改正内容（案）について諮るとともに、令和 8 年 10 月頃の三重県環境影響評価条例施行規則の改正を目指します。

（今後のスケジュール）

令和 8 年 6 月 常任委員会で検討状況について説明

令和 8 年 10 月頃 改正規則公布

**(5) 三重県地球温暖化対策総合計画の改定**

国は、2025 年（令和 7 年）2 月の閣議決定により改定された「地球温暖化対策計画」において、2050 年ネット・ゼロに向け 2035 年度および 2040 年度の削減目標を明確にし、目標達成に資する対策・施策を示しました。そのなかで、2026 年度から 2030 年度までの 5 年間に新たに地域脱炭素の実行集中期間と位置づけました。

県においては、総合計画について国の計画と整合を図り、中長期的な観点で検討するとともに、削減目標達成に向け実効性をより高めるため、令和 8 年 3 月 26 日に開催した三重県環境審議会地球温暖化対策部会で総合計画改定の方向性について議論しました。

今後は、三重県環境審議会等で総合計画の改定内容について諮り、令和 9 年 3 月の改定を目指します。

（今後のスケジュール）

令和 8 年 12 月 常任委員会で中間案について説明

令和 9 年 3 月 常任委員会で最終案について説明  
総合計画を改定



## 13 生活環境の保全について

大気・水環境課

### 1 大気環境

#### (1) 現状

大気環境の状況把握のため、県内 30 か所の測定局において、常時監視を行っています。令和 7 年度の二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質および PM2.5 については、全ての測定局で環境基準を達成する見込みです。しかし、光化学オキシダントはいずれの測定局においても環境基準を達成していません。

県北部では、「大気汚染防止法」の総量規制地域と「自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法」の対策地域が指定されています。その対策地域内の全ての測定局において、二酸化窒素等は平成 24 年度から 14 年連続で環境基準を達成する見込みです。(別紙 図 1, 2)

#### (2) 課題

令和 7 年度は、光化学スモッグ注意報を 1 日、予報を 2 日発令しており、今後も大気環境については注視していく必要があります。

自動車 NO<sub>x</sub>・PM 対策については、大気環境基準の達成状況をふまえ、引き続き、対策地域の指定解除に向けた調査・検討が必要です。

#### (3) 今後の取組方向

引き続き、大気の常時監視を実施するとともに、予報発令等の迅速な情報提供に努めます。また、工場・事業場へはコンプライアンスの徹底と光化学オキシダントの主原因物質の削減を指導します。

自動車 NO<sub>x</sub>・PM 対策については、引き続き、国と連携し将来推計に基づく環境基準の確保に向けた調査を進めるとともに、関係住民や事業者等のステークホルダーとの調整を図るなど、対策地域の指定解除に向けた検討を進めます。

### 2 水環境

#### (1) 現状

令和 7 年度の環境基準達成率(速報値)は、河川(BOD)は 95.2%(59/62 水域)、海域(COD)は 87.5%(7/8 水域)でした。河川(BOD)における環境基準達成率は、近年 90%以上で推移しています。また、海域(COD)における環境基準達成率についても改善傾向にありますが、閉鎖性水域である伊勢湾では、毎年、広範囲で貧酸素水塊が発生している状況です。(別紙 図 3)

環境基準の達成と生物生産性・生物多様性が調和・両立した「きれいで豊かな海」の実現に向け、令和 4 年 10 月に策定した「第 9 次水質総量削減計画」に基づき、関係機関との連携のもと、下水処理場における栄養塩類管理運転の試行やその効果検証等、総合的な水環境管理施策に取り組んでいます。各種施策の進捗管理は、関係部局で構成する「三重県『きれいで豊かな海』協議会」で行っています。

下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備については、「生活排水処理アクションプログラム（三重県生活排水処理施設整備計画。以下「アクションプログラム）」に基づいて進捗管理をしており、令和6年度末の整備率は90.0%となりました。本県では、生活排水処理施設のうち、合併処理浄化槽が22.9%と、全国平均の9.5%と比べて大幅に高く、生活排水対策において大きな役割を担っています。（別紙 図4）

令和7年度には、人口減少など社会情勢が著しく変化していることをふまえ、「アクションプログラム」の内容を点検しました。

## （2）課題

「第9次水質総量削減計画」に基づき、関係機関と連携し、「きれいで豊かな海」の実現に向けた取組を推進していく必要があります。

生活排水処理施設の整備は着実に進展していますが、その整備率は全国平均93.7%（令和6年度末）と比べると依然として低い状況にあります。特に単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換が進んでいません。また、「アクションプログラム」の内容を点検した結果をふまえ、見直しを行う必要があります。

## （3）今後の取組方向

「きれいで豊かな海」の実現に向け、引き続き、「三重県『きれいで豊かな海』協議会」において、関係機関と連携し、科学的な見地からの各種調査・研究、陸域からの汚濁負荷の適正な管理のほか、藻場・干潟および浅場の保全・再生等の各種取組の着実な実施と進捗管理を行っていきます。また、国において第10次水質総量削減（総量管理）のあり方や今後の方針について検討が進められている状況をふまえ、国や隣接県との情報共有を行いながら、次期計画の策定に向けた検討を進めていきます。

生活排水処理施設の整備については、関係部局や市町と連携して進めるとともに、引き続き、県費による上乗せ補助により合併処理浄化槽への転換を促進していきます。また、人口減少などの社会情勢のほか、地域特性や処理施設の種類ごとのメリット等を総合的に勘案し、広域的な観点から各市町と協議・調整を行ったうえで、「アクションプログラム」の見直しを行います。

### 3 土砂対策

#### (1) 現状

土砂等の崩落、飛散または流出による災害の未然防止および生活環境の保全に資することを目的とした「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」(令和2年4月施行)(以下「土砂条例」)に基づき、不適切な土砂等の埋め立て等が行われることがないよう必要な指導を行っています。

一方で、国においては「宅地造成等規制法」の改正を行い、崖崩れや土砂の流出による災害の防止を目的とした「宅地造成及び特定盛土等規制法」(以下「盛土規制法」)が令和5年5月に施行され、これにより生じる法と条例の規制内容の重複を整理するため、県では令和7年3月に「土砂条例」を改正(令和7年5月26日施行)し、事業者等関係者に対して改正内容について周知しました。

#### (2) 課題

改正「土砂条例」では、「盛土規制法」に基づく規制区域内において生活環境の保全のための事前届出の規定を整備したことから、引き続き、改正内容について周知するとともに、条例の適正な運用を確保するため指導を行っていく必要があります。

#### (3) 今後の取組方向

引き続き、「土砂条例」に基づき不適正な土砂等の埋立て等が行われないよう指導を行っていきます。

### 4 水道事業における基盤強化

#### (1) 現状

「水道法」では、県の責務として、水道事業の基盤強化に関する施策の策定等が規定されています。県では、県内市町水道事業者および企業庁を構成員とする「三重県水道事業基盤強化協議会」(以下「協議会」)の意見をふまえ、令和5年3月に「三重県水道広域化推進プラン」を策定するとともに、協議会内に設置したワーキンググループで基盤強化に向けた取組を検討しています。また、令和6、7年度に実施した水道広域化シミュレーション事業において、市町等水道事業の将来推計や広域連携手法の検討を行いました。

#### (2) 課題

市町水道事業者では、人口減少に伴う料金収入の減少および水道熟練職員不足により、管路等の老朽化や地震への対策を進めるための資金と人材の確保が課題となっており、水道事業の基盤強化が求められています。

**(3) 今後の取組方向**

水道事業の基盤強化を推進するため、水道広域化シミュレーション事業における広域連携手法の検討結果をふまえ、引き続き、ワーキンググループ等において、その実現に向けた検討を進めます。

また、市町の水道職員を対象とした研修会等を開催し、技術力の確保や災害時の危機管理対応力の向上に取り組めます。

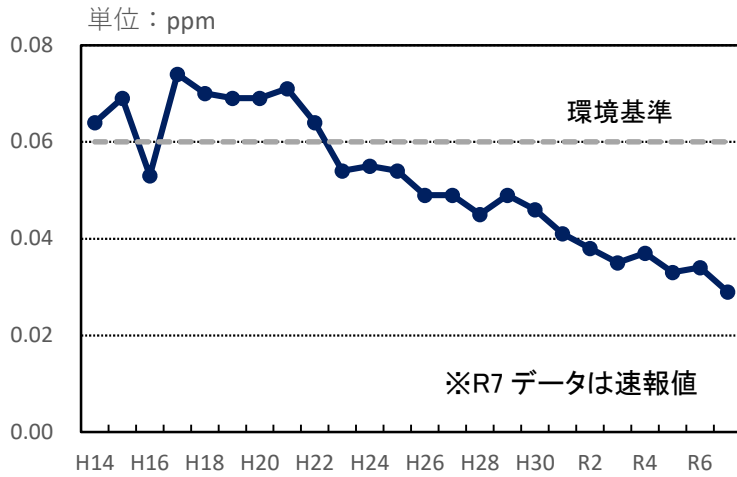


図1【大気環境】四日市市納屋局の二酸化窒素濃度の推移



図2【大気環境】自動車NO<sub>x</sub>・PM法対策地域

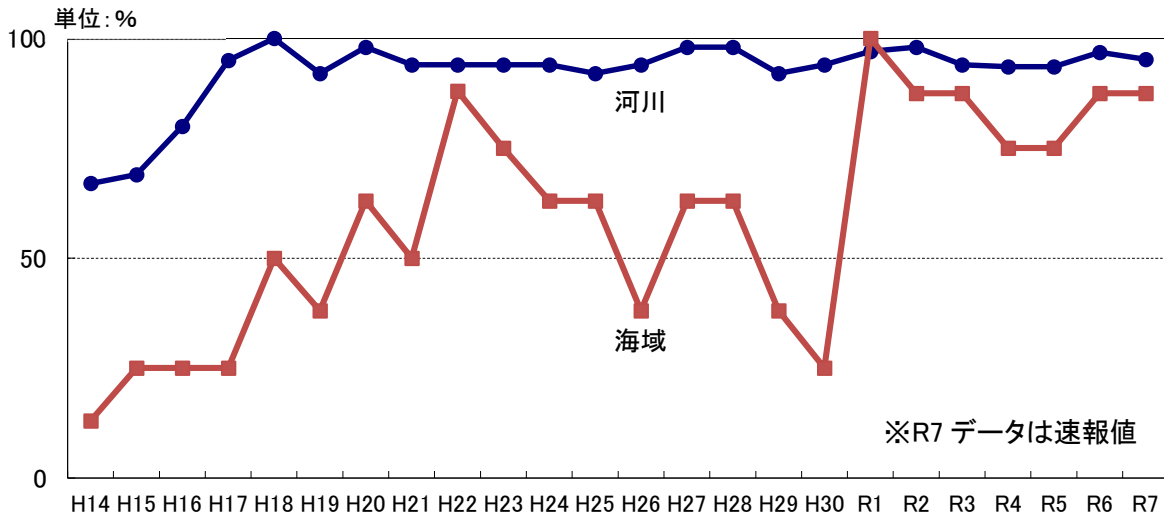


図3【水環境】三重県の実環境基準達成状況の推移 ※R7年度測定結果は未確定のため見込みです

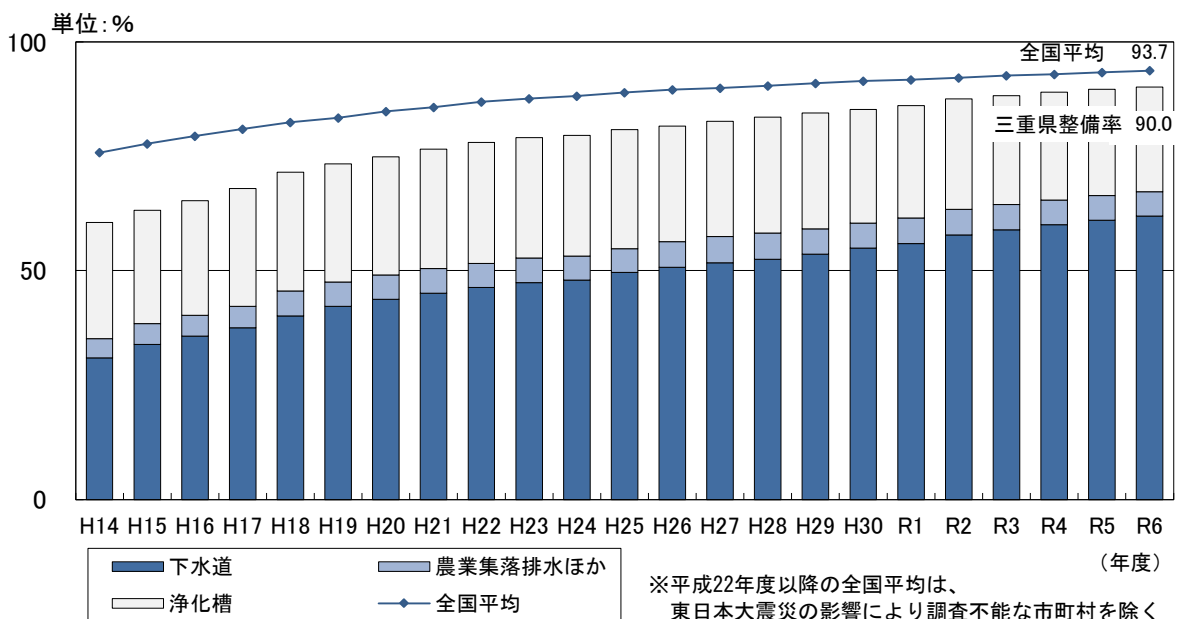


図4【水環境】三重県の生活排水処理施設整備率の推移



## 14 循環型社会の構築について

### 資源循環推進課

#### 1 現状

近年の世界的な人口増加や新興国における経済成長に伴う天然資源の需要の増加により、今後、資源制約の深刻化が見込まれ、限りある資源の有効活用が求められています。国では、循環型社会の形成に向け「第五次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、「循環経済への移行」を見据え、事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底した資源循環に向けた取組が進められています。また、世界的な課題となっているプラスチックを含む海洋ごみについても、経済活動を制約する必要はなく、廃棄物処理制度による回収、ポイ捨て・流出の防止、散乱・漂着ごみの回収、イノベーションによる代替素材への転換、途上国支援など、「新たな汚染を生み出さない」ことに焦点を当てた取組が進められています。

県では、持続可能な循環型社会の構築をめざし、令和8年3月に「三重県循環型社会形成推進計画」（令和8年度～令和12年度）を策定し、「循環経済への移行」を見据え、廃棄物処理における安全・安心を前提としつつ、産業振興による資源の効率的な利用促進や社会情勢の変化をふまえた取組を進めていくこととしています。また、「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、県内沿岸に漂着するプラスチックを含む海洋ごみの発生抑制対策や海岸管理者等（県、市町等）による回収・処理事業を進めています。さらに、「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」を岐阜県、愛知県、三重県の三県で共同策定し、伊勢湾流域圏での広域的な発生抑制対策を進めています。

#### 2 課題

##### （1）循環資源の利用促進

2050年カーボンニュートラルを見据え、持続可能な循環型社会の構築をめざし、環境・経済・社会の統合的向上を図っていく必要があります。そのため、「循環経済への移行」を見据え、さまざまな主体と連携して、プラスチック資源循環の高度化、食品ロスの削減を推進するとともに、資源循環の取組を通じた温室効果ガスの削減を進める必要があります。

##### （2）持続可能な廃棄物処理体制の確保

いつ発生してもおかしくない南海トラフ地震等の大規模災害時に発生する災害廃棄物を迅速に処理し早期の復旧・復興を進めるためには、過去の大規模災害の教訓をふまえた訓練等を実施し、災害廃棄物処理に精通した人材育成を図るとともに県内市町の災害廃棄物処理計画の検証・必要な見直しに繋げるなど、災害廃棄物処理体制の強化・充実に向けた取組を進める必要があります。また、中長期における一般廃棄物の持続可能な適正処理の確保に向け、今後の人口減少に伴う処理量減少による非効率化に加え、老朽化したごみ処理施設の維持管理費の増大、施設更新に伴う財政負担、担い手不足などの課題に対応するため、市町のごみ処理広域化・集約化の取組を進める必要があります。

### （３）海洋ごみ対策の推進

伊勢湾等の海岸域では、マイクロプラスチックを含む海洋ごみが漂着することで、生態系を含む海岸の環境の悪化、美しい浜辺の喪失、海岸機能の低下、漁業への影響等が懸念されています。引き続き、さまざまな主体が連携して内陸域を含めた広域的な発生抑制対策・回収処理を推進する必要があります。

## 3 今後の取組方向

### （１）循環資源の利用促進

プラスチックの資源循環を促進するため、高度なりサイクル技術による製品原材料への適用可能性や事業者間連携による使用済みプラスチックの効率的な分別・回収から再生プラスチックを使用した製品の製造までの実証事業を行います。県内の産業廃棄物の排出事業者や処理業者による積極的な発生抑制、循環的な利用、温室効果ガスの排出削減等に係る研究開発や設備機器の設置等に対する支援を行います。また、産業廃棄物税制度については5年ごとに実施する制度や使途事業のあり方等について検証を行っており、今年度、これまでの成果や課題について確認・検討のうえ、必要に応じ制度を見直します。

食品ロス削減に向けた県民意識醸成のため、県内でのフードドライブの展開を図るとともに、学校と連携した普及啓発、市町・食品関連事業者等と連携した売れ残りや食べ残し削減の取組を進めます。



フードドライブ

### （２）持続可能な廃棄物処理体制の確保

大規模災害時においても災害廃棄物が適正かつ円滑に処理できるよう、県内市町や隣県との広域訓練、災害廃棄物仮置場候補地の地図情報のデジタル化を行うとともに、「三重県災害廃棄物処理計画」の改定に向けた調査を実施します。

また、安定的かつ効率的な市町のごみ処理体制の構築を推進するため、県と市町で構成する「三重県ごみ処理広域化・集約化協議会」による検討を通じ、令和9年度末を目途に市町の個別事情に配慮した「ごみ処理長期広域化・集約化計画（仮称）」を策定します。

### （３）海洋ごみ対策の推進

海岸漂着物の発生抑制対策、回収・処理、実態調査および一斉清掃など、三県等で連携した取組を進めていきます。また、企業と連携して環境学習・野外学習等のイベントを開催するなど、企業活力を生かした海洋ごみ対策に取り組みます。



海岸清掃活動

## 15 産業廃棄物の適正処理の推進について

### 廃棄物対策課

#### 1 排出事業者責任の徹底

##### (1) 現状

排出事業者が自らの責任で産業廃棄物を適正に処理することができるよう、より信頼性の高い産業廃棄物処理業者を選定しやすい環境の整備に向けて、遵法性や事業の透明性が高く、財務体質が健全である優良な処理業者を認定する優良産廃処理業者認定制度の活用に取り組んでいます。

##### (2) 課題

産業廃棄物の適正処理による安全・安心を確保するためには、排出事業者による優良認定処理業者への処理委託をより一層促進させることが必要です。また、現状において、優良認定を取得している産業廃棄物処理業者数が十分でないことから、処理業者に対して取得の働きかけを行っていく必要があります。

##### (3) 今後の取組方向

排出事業者に対して、立入検査や事業者向けセミナー等の機会を利用し、優良認定処理業者の活用を働きかけるとともに、産業廃棄物処理業者に対しては、許可更新時に認定要件を満たすことができるよう個別に助言等を行うことで認定取得を促進します。

#### 2 PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の適正処理の推進

##### (1) 現状

PCBは人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であることから、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「PCB特措法」）に基づき、PCB廃棄物を早期に確実に処理する必要があります。

PCB廃棄物のうち、県内で長期に保管されていた高濃度PCB廃棄物については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）にあらかじめ登録のうえ処理することとされており、登録期限の令和7年8月29日までに登録された高濃度PCB廃棄物は、令和8年3月末までに全て処理されました。

また、低濃度PCB廃棄物については、PCB特措法に定める令和9年3月末の処分期限に向けて、適正処理の指導等に取り組んでいます。

##### 低濃度PCB廃棄物の届出事業場数等

時 点	届出事業場数	処理を完了した事業場数	処理完了割合
令和7年3月末時点	2,146	1,763	82%

## (2) 課題

高濃度PCB廃棄物については、JESCOの登録期限終了後、新たに8事業場（令和8年3月末現在）で発見されています。これらの事業場については、立入検査を実施し、環境省から処理方針が示されるまで適正に保管するよう指導を行う必要があります。

また、低濃度PCB廃棄物については、PCB特措法に定める令和9年3月末の処分期限までに、計画的に処理を完了させる必要があります。

## (3) 今後の取組方向

現在把握しているPCB廃棄物については、早期に処分されるよう新聞広告等による周知や保管事業者への指導を進めていきます。

また、今後、新たにPCB廃棄物が発見された場合には、立入検査等により早期処分及び処分するまでの間の適正な保管を指導していきます。

## 3 環境修復後の産業廃棄物不適正処理事案への対応

### (1) 現状

産業廃棄物の不法投棄等不適正処理により生活環境保全上の支障等が生じた4事案（桑名市五反田事案、四日市市内山事案、四日市市大矢知・平津事案および桑名市源十郎新田事案）については、令和5年3月末までに対策工事が完了し、モニタリング等の実施や地元自治会等とのコミュニケーションにより、地域住民の安全・安心の確保に取り組んでいます。

### (2) 課題

環境修復を行った4事案については、廃棄物の全量撤去は行わずに対策工事を完了したことから残置廃棄物由来の潜在的な汚染リスクが残るため、今後もモニタリング等を継続して実施する必要があります。

また、原因者に対して、行政代執行に要した費用を求償していく必要があります。

### (3) 今後の取組方向

引き続き、周辺地下水等の水質モニタリングや対策工事で設置した工作物の定期的な点検等を実施し、生活環境保全上の支障等が生じていないことを確認するとともに地元自治会等とのコミュニケーションにより、地域住民の安全・安心の確保に取り組めます。

また、原因者への費用求償については、財産調査や面談を定期的実施し、可能な限りの回収に努めます。

## 16 産業廃棄物の監視・指導状況について

### 廃棄物監視・指導課

#### 1 現状

令和7年度に産業廃棄物の適正処理に向けて行った監視・指導活動は、監視件数3,010件、行政指導件数1,349件でした。このうち「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいた命令等の行政処分は11件で、厳正な監視・指導活動を実施しています(別紙表1)。

しかしながら、産業廃棄物の不法投棄事案は後を絶たず、中でも建設系廃棄物の不法投棄事案が大半を占め、最近5年間では発生件数で約65%、投棄量で約77%となっています(別紙表2)。

#### 2 これまでの取組

##### (1) 悪質な事案への対応と関係機関等との連携

悪質な産業廃棄物の不適正処理事案に対応するため、平成5年度から警察官を配置し、現在は21名体制(うち警察からの出向者3名、警察OB7名)で事案に対処しています。

また、間隙のない監視体制を構築するため、民間警備会社への休日・早朝監視の委託、市町職員への「産業廃棄物にかかる立入検査証」の交付、民間業者との通報協定の締結(21事業者)、近隣縣市との合同路上監視等、さまざまな主体との連携に取り組んでいます。

さらに、不法投棄事案の早期発見・早期是正を図るため、防災ヘリ等を活用したスカイパトロール、監視カメラやドローンを活用した現場監視、通報協定締結事業者の営業所等へのポスター掲示等による「三重県廃棄物110番」の利用促進を行っています。

##### (2) 建設系廃棄物対策

建設系廃棄物の不法投棄等を未然防止し、適正処理を確保するため、解体工事現場への集中的なパトロールによる指導、解体工事に係る法令による規制などを分かりやすく解説した「法令周知マンガ」の配布や啓発動画のWEB配信、関係法令周知のための研修会の開催などにより、排出事業者(元請業者)責任や解体工事業者の法令遵守の徹底を図っています。

また、毎年、解体工事に係る建設業関係機関・団体が参画する「解体工事に係る連絡調整会議」を開催し、解体廃棄物の適正処理等に向けた協議・検討を進めています。

#### 3 課題

##### (1) 悪質な事案への対応と関係機関等との連携

新たに確認される不法投棄事案数は、横ばいで推移していることから、引き続き、厳正な監視・指導活動を行うとともに、警察をはじめとする関係機関との連携を維持・強化し、悪質な事案に対処していく必要があります。

また、事案の早期発見・早期是正を図るため、ICTをはじめとする新しい技術の導入・活用を進めていく必要があります。

## (2) 建設系廃棄物対策

建設系廃棄物が不法投棄される要因に、解体工事が重層的な構造によって行われることで、廃棄物の処理責任が曖昧になることがあげられます。

また、建設系廃棄物の不法投棄等に関し、行政処分に至った大きな要因が「法の理解が不十分」であることから、業界団体等と連携して、排出事業者責任や解体工事業者の法令遵守の徹底を図る取組を進めていく必要があります。

## 4 今後の取組方向

### (1) 悪質な事案への対応と関係機関等との連携

産業廃棄物の不法投棄等不適正処理事案に対応するため、監視カメラによるリアルタイムな現場状況の把握、ドローンによる上空からの広範囲な監視など、引き続き、効果的かつ効果的な監視・指導活動に取り組みます。

また、廃棄物スマホ 110 番を活用した通報の周知啓発、市町や通報協定を締結している事業者と連携・協働した活動をとおり、さまざまな主体の取組を促進させます。

特に悪質な事案に対しては、警察をはじめとする関係機関と連携して、違反行為の中止や早期是正、速やかな行政処分の実施など、厳正な対処に継続して取り組みます。

今年度は、不法投棄等の通報窓口である「三重県廃棄物 110 番」について、啓発動画の作成・配信や効果的な広報を行うことで、利用を一層促進するとともに、監視カメラと AI（人工知能）を活用した新たな監視手法の実現可能性等を検証するなど、不法投棄等の未然防止や早期発見・早期是正に向けた取組を進めます。

### (2) 建設系廃棄物対策

建設系廃棄物の不法投棄等を未然防止し、適正処理を確保するため、引き続き、「解体工事に係る連絡調整会議」や「法令周知マンガ」を活用した研修会を開催するなど、排出事業者（元請業者）、下請け業者のコンプライアンス意識向上につながる取組を進めます。

表1 監視・指導状況の推移（地域機関分を含む）

（単位：件）

年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
延べ監視件数	3,668	3,298	3,369	3,004	3,010
指導件数	1,988	1,582	1,550	1,150	1,349
文書発出数	175	144	157	76	104
行政処分数	18	17	16	6	11
改善命令	2	0	2	0	0
措置命令	0	0	0	0	0
事業停止命令	13	9	6	5	6
事業許可取消	2	6	7	1	5
施設使用停止命令	1	0	0	0	0
施設許可取消	0	2	1	0	0
告発	1	0	0	0	0

表2 新たに確認された不法投棄事案の推移

（単位：件、（数量トン））

年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
確認事案数	34 (988)	53 (509)	40 (676)	35 (79)	25 (152)	187 (2,404)
うち建設系廃棄物等	24 (971)	34 (339)	19 (420)	27 (73)	18 (42)	122 ※ (1,845)
未撤去数(R8.3末)	16 (482)	24 (304)	28 (522)	23 (49)	14 (110)	105 (1,467)
投棄量10t以上事案数	12	14	12	5	4	47
うち建設系廃棄物等	12	11	8	5	3	39

※ 建設系廃棄物の割合：65%（122件/187件）、77%（1,845トン/2,404トン）